

第143回

定時株主総会招集ご通知

日時 2023年6月23日(金曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

場所 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
高砂熱学工業株式会社 会議室
(裏表紙の会場ご案内図をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役等に対する株式報酬制度の一部
改定の件

書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類と事業報告の一部を併せてご送付しております。

また、書面交付請求された株主様には、法令及び当社定款第18条第2項に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。

<お土産について>

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品(お土産)の配付はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、2023年11月16日に創立100周年を迎えます。

これまで当社は、社是「人の和と創意で社会に貢献」のとおり、時代の要請に応じて変革を繰り返しながら、産業や社会の基盤を支える存在として、「空気調和設備」を中心とした事業を展開してまいりました。

この度、創立100周年の節目に高砂熱学グループのパーパス「環境革新で、地球の未来をさりひろく。」を策定しました。

新たに公表した「高砂熱学グループ長期ビジョン2040 Create our PLANET, Create our FUTURE」の実現に向けて「中期経営計画2026 Step for the FUTURE -未来への船出の4年間-」がスタートします。社員一人ひとりが「環境クリエイター®」として、グループ全体の力を結集し、ビジネスパートナーと環境価値を共創する企業を目指してまいります。

ここに、当社第143回定時株主総会招集ご通知をお届けし、株主総会の議案および第143期の事業の概要につき、ご説明申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年5月

代表取締役社長COO 社長執行役員 小島和人

contents

招集ご通知

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案 取締役等に対する株式報酬制度の一部改定の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主各位

証券コード 1969
(発信日) 2023年5月30日
(電子提供措置の開始日) 2023年5月30日

東京都新宿区新宿六丁目27番30号

高砂熱学工業株式会社

代表取締役社長COO 社長執行役員 小島 和人

第143回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第143回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記当社ウェブサイト「第143回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、下記当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.tte-net.com/ir/stock/meeting/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

当日ご出席いただけない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに郵送又はインターネットにより事前に議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
高砂熱学工業株式会社 会議室（裏表紙の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第143期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 取締役等に対する株式報酬制度の一部改定の件

以上

お知らせ

電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」および「連結株主資本等変動計算書」、計算書類の「個別注記表」および「株主資本等変動計算書」ならびに事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要および当該体制の運用状況」および「株式会社の支配に関する基本方針」につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告の作成に際して、会計監査人および監査役が監査を行った連結計算書類ならびに計算書類および事業報告の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会に当日ご出席いただけない方

議決権行使期限 → 2023年 **6月22日(木曜日)** 午後5時30分

郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、切り取ってご投函ください。

インターネット



当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。詳細は5ページをご覧ください。

- ご郵送の場合は、期限までに到着するようご返送ください。
- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面により議決権を行使され、かつ、インターネットにおいても議決権を行使され、議決権行使が重複した場合は、インターネットにより議決権行使したものを有効とさせていただきます。
- インターネットによって、複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会に当日ご出席いただける方

株主総会開催日時

2023年 **6月23日(金曜日)**
午前10時 (受付開始 午前9時)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

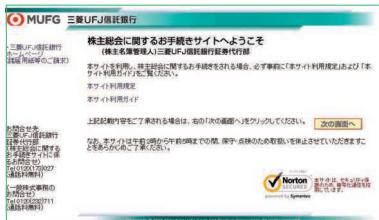
議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。)

ログインID・仮パスワードを入力する方法

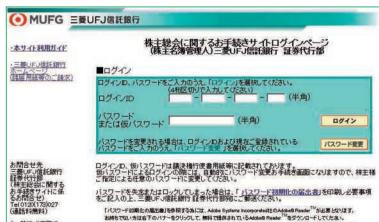


議決権行使 ウェブサイトURL

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 「次の画面へ」をクリック

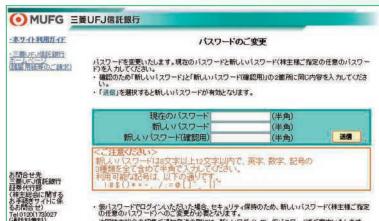
ログインする



2 お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

パスワードを変更する



4 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

5 「送信」をクリック

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」を読み取ってください。



※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

【ご注意事項】

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。
- 株主総会の招集のつど、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、パソコン等をご利用の場合は、これらの料金も株主様のご負担となります。
- インターネット接続にファイアウォール等を使用している場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027

（午前9時～午後9時、通話料無料）

事前質問の受付についてのご案内

議決権をお持ちの株主様ご本人に限り、当社の定時株主総会招集ご通知の記載事項に関するご質問・ご意見を以下の株主様専用サイト「Engagement Portal」にて、事前に受け付けております。
なお、本サイトで議決権は行使できませんので、本招集ご通知4～5ページの記載方法に従って、お早めに議決権の行使をお願いいたします。

<p>株主総会オンラインサイト 「Engagement Portal」のご案内</p> <p>本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。</p> <p>パソコン ID/パスワードを入力してログイン</p> <p>①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力 https://engagement-portal.tr.mufg.jp</p> <p>②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン</p> <p>ログインID: 9999-9999-9999-999 パスワード: 9999999</p> <p>スマートフォン QRコード読み取り</p> <p>スマートフォン、タブレットから右のQRコードを読み取る (ID/パスワードの入力は不要です)</p>  <p>○議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ずお取りください。 ○インターネットにより議決権行使された場合には、その行使を承認します。インターネットによる行使の内容を変更される場合は、インターネットによりあらためて議決権行使をお願いします。</p>	<p>○このほかきは、切手をはさずにお出しください。 ○議決権行使書面記載の株主総会日以前はご使用に ならないようお願いいたします。</p>	<p>〒137-8683 郵便はかき</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 受付</p> <p>（受取人） 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 受付</p> <p>社会保険法人郵便 137-8683 〒137-8683</p> <p>差出有効期間 日 年 月 日まで</p>
---	--	---

ログインID・パスワードを入力する方法



事前質問 ウェブサイトURL

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

ログインID、パスワード
を入力

QRコードを読み取る方法

用紙に記載された「ログインID」、「パスワード」を入力することなく、事前質問ウェブサイトにログインすることができます。

お手元の議決権行使書用紙裏面の左下に記載された「QRコード」を読み取ってください。

以降は画面の指示に従ってご入力ください。

ご留意事項

事前に頂戴したご質問のうち、**多くの株主様のご関心が高いと思われるもの**について、株主総会当日または当社ホームページ上にてご紹介させていただく予定です。

なお、**頂戴したご質問すべてに必ずご回答することをお約束するものではありません。**また、ご回答に至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

質問受付期限 2023年6月16日（金曜日）午後5時まで

事前質問ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
（土日祝日等を除く平日午前9時～午後5時、通話料無料）

TEL 0120-676-808

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、配当による株主還元を基本とし、減配を行わず利益成長に応じて配当を増やしていく方針としております。

本基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

これにより、1株につき、中間配当30円と合わせまして、年間配当は63円となります。

期末配当に関する事項

1

配当財産の種類
金 銭

2

株主に対する配当財産の割当てに関する
事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金 **33円**
総額 **2,219,372,067円**

3

剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日

(ご参考) **1株当たり年間配当金** (単位:円)



第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに、意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除、これに伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 一.取締役会 二.監査役 三.監査役会 四.会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 一.取締役会 二.監査等委員会 < 削 除 > 三.会計監査人
(員数) 第19条 <u>当会社に12名以内の取締役を置く。</u>	(員数) 第19条 <u>当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。</u> <u>2. 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、5名以内とする。</u>
< 新 設 > (選任) 第20条 < 新 設 > 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。	(選任) 第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。
2. 取締役の選任については、累積投票によらない。	3. 取締役の選任については、累積投票によらない。
< 新 設 >	4. 補欠の監査等委員の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>(代表取締役等) 第24条 取締役会の決議により、取締役のうちより代表取締役を若干名選定する。</p> <p>2.取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第26条 当会社に5名以内の監査役を置く。</p> <p>(選任) 第27条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(任期)</p>	<p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(代表取締役等) 第25条 取締役会の決議により、取締役(監査等委員であるものを除く。)のうちより代表取締役を若干名選定する。</p> <p>2.取締役会の決議により、取締役(監査等委員であるものを除く。)のうちより取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>< 削 除 ></p> <p>< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	<p>< 削 除 ></p> <p>< 削 除 ></p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、会日より2日前に発することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第27条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より2日前に発することができる。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第28条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第6章 会計監査人 (選任)</p> <p>第31条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第6章 会計監査人 (選任)</p> <p>第29条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(任期)</p> <p>第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>	<p>(任期)</p> <p>第30条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7章 計算 (事業年度) 第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金配当) 第35条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に支払う。</p> <p>(中間配当) 第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間) 第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から起算して3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。</p>	<p>第7章 計算 (事業年度) 第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金配当) 第33条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に支払う。</p> <p>(中間配当) 第34条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間) 第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から起算して3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（11名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補番号	氏名（年齢）	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	再任 こじま かずひと 小島 和人（満61歳）	代表取締役社長COO 社長執行役員	100% (12回 /12回)
2	再任 かみや ただし 神谷 忠史（満59歳）	取締役 常務執行役員	100% (12回 /12回)
3	再任 よこて としかず 横手 敏一（満62歳）	取締役CDXO 常務執行役員	100% (12回 /12回)
4	再任 くぼた ひろし 久保田 浩司（満61歳）	取締役 常務執行役員	100% (10回 /10回)
5	再任 せき ようこ 関 葉子（満52歳）	社外 独立 社外取締役	100% (12回 /12回)
6	再任 もりもと ひでか 森本 英香（満66歳）	社外 独立 社外取締役	100% (12回 /12回)
7	再任 うちの しゅうま 内野 州馬（満68歳）	社外 独立 社外取締役	100% (10回 /10回)
8	再任 たかぎ あつし 高木 敦（満55歳）	社外 独立 社外取締役	100% (10回 /10回)

(注) 1. 上記取締役候補者の地位は本総会時のものであります。

2. 久保田浩司氏、内野州馬氏、および高木敦氏は、2022年6月21日開催の第142回定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日就任いたしましたため、就任後の取締役会の出席状況を記載しております。

1 小島 和人

こじま かずひと

1961年9月6日生（満61歳）

再任



- 取締役在任期間（本総会終結時） 4年
- 所有する当社株式 61,572株
（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 36,177株）
- 取締役会出席状況 100%（12回/12回）

略歴、地位および担当

1984年 4月	当社入社	2020年 4月	当社代表取締役社長COO 社長執行役員 現在に至る
2015年 4月	当社理事 東日本事業本部横浜支店長		
2017年 4月	当社執行役員		働き方改革担当 兼 経営企画本部管掌
2018年 4月	当社大阪支店長	2021年 4月	当社経営企画本部管掌 兼 研究開発本 部管掌
2019年 4月	当社経営戦略本部長		
2019年 6月	当社取締役 執行役員	2022年 4月	当社経営企画本部管掌 兼 研究開発本 部管掌 兼 財務・IR統括部管掌

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

小島和人氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。また、当社グループの中期経営計画・年度経営計画の策定、機構改革、ESG・SDGsを意識した経営企画業務を通じて執行責任を果たしてきました。社長COOとして、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としています。

（注） 小島和人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2 かみや 神谷 ただし 忠史

1963年10月19日生（満59歳）

再任



- 取締役在任期間（本総会終結時） 4年
- 所有する当社株式 25,055株
（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 16,374株）
- 取締役会出席状況 100%（12回/12回）

略歴、地位および担当

1986年4月	当社入社	2021年4月	当社事業統括本部長 兼 品質・環境・安全担当 兼 技術担当 兼 関係会社担当 兼 営業本部管掌
2016年4月	当社理事 エンジニアリング事業本部 エンジニアリング事業部長	2022年6月	当社事業統括本部長 兼 品質・環境・安全担当 兼 技術担当 兼 関係会社担当
2018年4月	当社執行役員	2023年4月	当社技術本部長 兼 関係会社担当 兼 事業戦略統括部管掌
2019年4月	当社事業統括本部副本部長 兼 働き方改革担当		現在に至る
2019年6月	当社取締役 執行役員		
2020年4月	当社取締役 常務執行役員 現在に至る 品質・環境・安全担当 兼 国内関係会社担当 兼 事業統括本部管掌		

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

神谷忠史氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。また、空調設備事業の事業統括および生産性の向上を通じて執行責任を果たしてきました。コアビジネスの事業統括および事業戦略の担当として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としています。

（注） 神谷忠史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

3 横手 敏一

よこて

としかず

1961年3月29日生（満62歳）

再任



- 取締役在任期間（本総会終結時） 4年
- 所有する当社株式 35,016株
（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 16,374株）
- 取締役会出席状況 100%（12回/12回）

略歴、地位および担当

1985年4月	当社入社	2020年12月	当社取締役CDXO 常務執行役員 現在に至る
2017年4月	当社理事 広島支店長	2021年4月	当社コンプライアンス担当 兼 コーポ レート本部管掌 兼 DX推進本部管掌
2018年4月	当社執行役員	2022年4月	当社リスク・コンプライアンス担当 兼 コーポレート本部管掌 兼 DX推進 本部管掌
2019年4月	当社コーポレート本部長 兼 コンプラ イアンス担当	2023年4月	当社リスク・コンプライアンス担当 兼 コーポレート部門管掌 兼 DX部門 管掌 現在に至る
2019年6月	当社取締役 執行役員		
2020年4月	当社取締役 常務執行役員 コンプライアンス担当 兼 コーポレー ト本部管掌 兼 業務刷新本部管掌		

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

横手敏一氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。また、人事・総務・経理財務・法務関連業務およびDX推進の担当役員として経営基盤の強化を通じて執行責任を果たしてきました。経営管理全般を含むコンプライアンス担当として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としています。

（注） 横手敏一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

4 久保田 浩司

くぼた ひろし

1961年8月14日生（満61歳）

再任



- 取締役在任期間（本総会終結時） 1年
- 所有する当社株式 17,739株
（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 9,310株）
- 取締役会出席状況 100%（10回/10回）

略歴、地位および担当

1985年4月	当社入社	2020年4月	当社営業本部長
2016年4月	当社理事 東日本事業本部東京本店 営業1部長	2021年4月	当社常務執行役員
2017年4月	当社東京本店副本店長	2022年6月	当社取締役 常務執行役員 現在に至る
2018年4月	当社国内事業統括本部営業統括部長		営業本部長 兼 営業本部管掌
2019年4月	当社執行役員 事業統括本部営業統括 部長	2023年4月	当社営業本部長 現在に至る

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

久保田浩司氏は、長年にわたり営業部門に携わり、現在は、空調設備業の営業を統括する営業本部長を務めております。このような経歴を有する同氏は、能力・識見ともに優れており、豊富な経験に基づき、営業部門を通じて執行責任を果たしてきました。取締役常務執行役員として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としています。

（注） 久保田浩司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

5 関

せき

葉子

ようこ

1970年8月30日生（満52歳）

再任

社外

独立



- 社外取締役在任期間（本総会終結時） 4年
- 所有する当社株式 0株
- 取締役会出席状況 100%（12回/12回）

略歴、地位および担当

2002年10月	弁護士登録	2014年4月	国士館大学教授 現在に至る
2002年11月	公認会計士登録		
2006年12月	銀座プライム法律事務所 入所 現在に至る	2019年6月	当社社外取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

大樹生命保険株式会社社外監査役
イオンリート投資法人監督役員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

関葉子氏は、弁護士および公認会計士としての豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと期待したためであります。

また、同氏は、社外役員となること以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしました。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（参照）1.のとおりであります。

- (注)
1. 関葉子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 当社は関葉子氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役として再任され就任した場合には、当社と同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
 3. 関葉子氏の選任議案が承認された場合、同氏は引き続き、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。

6 もりもと ひでか 森本 英香

1957年1月4日生（満66歳）

再任

社外

独立



- 社外取締役在任期間（本総会終結時） 2年
- 所有する当社株式 0株
- 取締役会出席状況 100%（12回/12回）

略歴、地位および担当

1981年4月	環境庁（現 環境省）入庁	2020年4月	早稲田大学法学部教授
2011年8月	内閣審議官、内閣官房原子力安全規制 組織等改革準備室長		現在に至る 当社顧問
2012年9月	原子力規制庁次長	2021年6月	当社社外取締役
2014年7月	環境省大臣官房長		現在に至る
2017年7月	環境事務次官	2022年3月	株式会社INPEX社外取締役
2019年7月	環境省顧問		現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社INPEX社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

森本英香氏は、行政分野や環境分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと期待したためであります。また、同氏は社外役員となること以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

また、同氏は、2020年4月から当社社外取締役に選任される2021年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（参照）1.のとおりであります。

- (注) 1. 森本英香氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は森本英香氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に再任され就任した場合には、当社と同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
3. 森本英香氏の選任議案が承認された場合、同氏は引き続き、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。

7 内野 州馬

うちの しゅうま

1954年6月29日生（満68歳）

再任

社外

独立



- 社外取締役在任期間（本総会終結時） 1年
- 所有する当社株式 0株
- 取締役会出席状況 100%（10回/10回）

略歴、地位および担当

1978年4月	三菱商事株式会社 入社	2016年4月	同社代表取締役
2009年4月	同社執行役員（三菱自動車工業株式会社 常務執行役員）	2016年6月	同社顧問 当社社外取締役（2018年6月退任）
2010年7月	同社執行役員 主計部長	2018年6月	三菱商事株式会社常任監査役
2010年11月	同社執行役員 主計部長、コーポレート担当役員補佐	2019年6月	同社常勤監査役
2013年4月	同社常務執行役員 コーポレート担当役員（CFO）	2022年6月	株式会社デジタルガレージ社外取締役（監査等委員）
2013年6月	同社代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員（CFO）		現在に至る 当社社外取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社デジタルガレージ社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

内野州馬氏は、総合商社の代表取締役およびCFOとして豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することを期待したためであります。

また、同氏は、三菱商事株式会社出身であるところ、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.03%（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（参照）1.のとおりであります。

- (注) 1. 内野州馬氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は内野州馬氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役役に再任され就任した場合には、当社と同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
3. 内野州馬氏の選任議案が承認された場合、同氏は引き続き、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。

たかぎ
8 高木

あつし
敦

1967年10月3日生（満55歳）

再任

社外

独立



- 取締役在任期間（本総会終結時） 1年
- 所有する当社株式 0株
- 取締役会出席状況 100%（10回/10回）

略歴、地位および担当

1991年4月	株式会社野村総合研究所 入社	2020年6月	前田建設工業株式会社 非業務執行取締役
1997年9月	Morgan Stanley Japan Ltd.入社		現在に至る
2004年12月	同社マネージングディレクター	2021年4月	当社顧問
2015年10月	同社調査統括本部副本部長	2021年10月	インフロニア・ホールディングス株式会社 社外取締役 報酬委員長
2019年11月	株式会社インフラ・リサーチ&アドバイザーズ代表取締役		現在に至る
	現在に至る	2022年6月	当社社外取締役
			現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社インフラ・リサーチ&アドバイザーズ代表取締役
前田建設工業株式会社非業務執行取締役
インフロニア・ホールディングス株式会社社外取締役 報酬委員長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高木敦氏は、証券会社におけるアナリストとしての職務経験、金融・財務に関する高い知見および建設セクションに関する幅広い見識を有しており、それらを活かして独立した客観的な立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することを期待したためであります。

また、同氏は、2021年4月から当社社外取締役に選任される2022年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりますが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（参照）1.のとおりであります。

- (注) 1. 高木敦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は高木敦氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役役に再任され就任した場合には、当社と同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
3. 高木敦氏の選任議案が承認された場合、同氏は引き続き、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として効力を生じるものいたします。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補番号	氏名(年齢)	現在の当社における地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	新任 <small>なかむら</small> 中村 <small>まさと</small> 正人 (満63歳)	常務執行役員	- (-)	- (-)
2	新任 <small>さかきばら</small> 榊原 <small>かずお</small> 一夫 (満64歳)	<small>社外</small> <small>独立</small> 社外監査役	100% (10回 / 10回)	100% (10回 / 10回)
3	新任 <small>ひおか</small> 日岡 <small>ひろゆき</small> 裕之 (満64歳)	<small>社外</small> <small>独立</small> -	- (-)	- (-)
4	新任 <small>わかまつ</small> 若松 <small>ひろゆき</small> 弘之 (満51歳)	<small>社外</small> <small>独立</small> -	- (-)	- (-)

なかむら まさと
1 中村 正人

1959年9月26日生（満63歳）

新任



■ 監査役在任期間（本総会終結時）	-年
■ 所有する当社株式	10,732株
（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 8,482株）	
■ 取締役会出席状況	-%（-回/-回）
■ 監査役会出席状況	-%（-回/-回）

略歴および地位

1984年 4月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行	2017年 4月	当社執行役員 国際事業統括本部副本部長
2011年 4月	Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ (Malaysia) Berhad 総支配人		兼国際事業統括部長 兼国際事業企画室長
2012年11月	マレーシア日本人商工会議所 (JACTIM) 会頭	2020年 4月	当社経営企画本部長
2014年 3月	当社入社	2021年10月	当社常務執行役員 現在に至る
2015年 1月	当社理事 国際事業本部国際経営管理部長	2023年 4月	当社特命担当（経営企画担当） 現在に至る

重要な兼職の状況

該当無し

監査等委員である取締役候補者とした理由

中村正人氏は、金融機関勤務における財務および会計、国際事業等に関する豊富な経験と識見を有しております。また、当社入社以来、国際事業を統括する部門での業務経験に加えて、当社グループの中期経営計画・年度経営計画の策定、機構改革、ESG・SDGsを意識した経営企画業務を通じて執行役員としての責任を果たしてきました。それらを活かして経営の監督とチェック機能を果たすことにより、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

（注） 中村正人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2 さかきばら かずお 榎原 一夫

1958年8月6日生（満64歳）

新任 社外 独立



- 監査役在任期間（本総会終結時） 1年
- 所有する当社株式 0株
- 取締役会出席状況 100%（10回/10回）
- 監査役会出席状況 100%（10回/10回）

略歴および地位

1984年 4月	検事任官	2021年 11月	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 入所 現在に至る
2015年 12月	最高検察庁公判部長		
2017年 4月	大阪地方検察庁検事正		
2018年 2月	福岡高等検察庁検事長	2022年 4月	学校法人東京歯科大学監事 現在に至る
2020年 1月	大阪高等検察庁検事長	2022年 6月	日本放送協会経営委員会委員 現在に至る
2021年 7月	辞職		当社社外監査役 現在に至る
2021年 10月	弁護士登録		

重要な兼職の状況

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
学校法人東京歯科大学監事
日本放送協会経営委員会委員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

榎原一夫氏は、長年にわたる検事ならびに弁護士として豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、監査等委員である社外取締役として、職務を適切に遂行することができるものと期待しております。また、同氏は社外役員となること以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（参照）1.のとおりであります。

- (注) 1. 榎原一夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 榎原一夫氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は榎原一夫氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役役に再任され就任した場合には、当社と同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
4. 榎原一夫氏の選任議案が承認された場合、同氏は引き続き、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。

ひ お か ひ ろ ゆ き
3 日岡 裕之

1958年8月12日生（満64歳）

新任

社外

独立



■ 監査役在任期間（本総会終結時）	-年
■ 所有する当社株式	0株
■ 取締役会出席状況	-%（-回/-回）
■ 監査役会出席状況	-%（-回/-回）

略歴および地位

1981年4月	日本航空株式会社 入社	2018年6月	株式会社エージーピー代表取締役社長
2006年6月	同社業務監理部長（コンプライアンス 推進・企業リスク対応担当）	2021年6月	同社会長
2009年10月	同社事務統括部長（総務担当）	2022年9月	日本空港ビルデング株式会社顧問 現在に至る
2010年2月	同社米州支社長 兼 ニューヨーク支店 長		
2013年4月	同社執行役員総務本部長（総務・法 務・広報・秘書・政策業務部統括）		

重要な兼職の状況

日本空港ビルデング株式会社顧問

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

日岡裕之氏は、航空会社におけるコンプライアンス推進・企業リスク対応や総務統括の業務経験に加えて、上場会社の代表取締役として豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと期待しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（参照）1.のとおりであります。

- (注) 1. 日岡裕之氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 日岡裕之氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、日岡裕之氏の選任議案が承認された場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 日岡裕之氏の選任議案が承認された場合、同氏は新たに、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。

わかまつ ひろゆき
4 若松 弘之

1971年9月20日生（満51歳）

新任

社外

独立



■ 監査役在任期間（本総会終結時）	-年
■ 所有する当社株式	0株
■ 取締役会出席状況	-%（-回/-回）
■ 監査役会出席状況	-%（-回/-回）

略歴および地位

1995年4月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査 法人トーマツ）入所	2012年6月	株式会社ミクシィ（現 株式会社MIXI） 社外監査役 現在に至る
1998年4月	公認会計士登録		
2008年10月	公認会計士若松弘之事務所設立 代表就任 現在に至る	2017年8月	株式会社レノバ社外監査役 現在に至る
2010年6月	株式会社ウィザス社外監査役 現在に至る	2018年7月	株式会社ジェネリス設立 代表取締役就任 現在に至る

重要な兼職の状況

公認会計士若松弘之事務所代表
 株式会社ウィザス社外監査役
 株式会社MIXI社外監査役
 株式会社レノバ社外監査役
 株式会社ジェネリス代表取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

若松弘之氏は、公認会計士として大手監査法人での勤務経験および上場会社での社外監査役経験を通じて、会計に関する専門的知識のみならず企業監査に関する専門的な幅広い識見と経験を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと期待しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（参照）1.のとおりであります。

- （注）
1. 若松弘之氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 若松弘之氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、若松弘之氏の選任議案が承認された場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 若松弘之氏の選任議案が承認された場合、同氏は新たに、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。

(参照)

1. 当社の社外役員に関する独立性基準は次のとおりであります。
 - (1)当社を主要な取引先[※]とする者またはその業務執行者でないこと
[※]当社を主要な取引先とする者とは、直前事業年度および過去3事業年度（以下「対象事業年度」という。）における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、取引先の売上高の2%以上を占めている企業をいう。
 - (2)当社の主要な取引先[※]またはその業務執行者でないこと
[※]当社の主要な取引先とは、直前事業年度および過去3事業年度（以下「対象事業年度」という。）における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、当社の売上高の2%以上を占めている企業をいう。
 - (3)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産[※]を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）でないこと。
[※]多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、原則として、1事業年度について1,000万円以上のものをいう。
 - (4)最近において次の①から④までのいずれかに該当していた者でないこと
 - ①(1)(2)または(3)に掲げる者
 - ②当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - ③当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ④当社の兄弟会社の業務執行者
 - (5)次の①から⑧までのいずれかに該当する者（重要[※]でない者を除く。）の近親者[※]でないこと
 - ①(1)から前(4)に掲げる者
 - ②当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ③当社の子会社の業務執行者
 - ④当社の子会社の業務執行者でない取締役または会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ⑤当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - ⑥当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ⑦当社の兄弟会社の業務執行者
 - ⑧最近において前③、④または上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
2. 各候補者が所有する当社の株式数は、役員持株会名義の実質所有株式数および内数として表示している株式報酬制度に基づく交付予定株式の数に含めて表示しております。
〔株式報酬制度に基づく交付予定株式のご説明〕
当社は、2018年度より、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、当社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。以下同じ。）等を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。候補者に対する本制度に基づく交付予定株式の数には、2023年6月1日に付与する予定のポイントに相当する当社株式の数に加えて、本制度において、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、本制度の開始に伴い権利放棄された株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の目的となる株式数に応じて2018年10月1日に付与されたポイントに相当する当社株式の数も含めて記載しております。取締役に対する実際の株式交付は、退任時に行われる予定です。なお、本制度に基づく交付予定株式にかかる議決権は、当該各候補者に将来交付されるまでの間、行使されることはありません。また、当該交付予定株式の30%に相当する株式は、納税資金確保のために市場で売却された上で、その売却代金が給付される予定であります。
3. 当社は、取締役（社外含む）および監査役（社外含む）全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しています。第3号議案および第4号議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や訴訟費用等について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2023年10月に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考)

なお、本総会第3号議案および第4号議案が原案とおり承認可決された場合の体制は下記のとおりです。

当社取締役の専門性（スキル）・経験

		氏名	企業経営・ 経営戦略	技術・ イノベーション・ DX	環境	グローバル	営業戦略・ マーケティング	財務・会計	法務・ リスクマネジメント	人財開発・ ダイバーシティ
取締役 (監査等委員を除く。)		小島 和人	●	●	●		●			
		神谷 忠史		●	●		●			
		横手 敏一		●					●	●
		久保田 浩司					●			
社外		関 葉子						●	●	
		森本 英香			●				●	●
		内野 州馬	●					●	●	
		高木 敦	●			●		●		
取締役 (監査等委員)		中村 正人	●			●		●	●	
	社外	榊原 一夫							●	
		日岡 裕之	●		●	●			●	●
		若松 弘之						●	●	

第5号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2010年6月29日開催の第130回定時株主総会において1事業年度550百万円以内にご承認いただいております。今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を1事業年度550百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内）といたしたいと存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告54頁から55頁に記載のとおりですが、本議案が承認可決された場合には、当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、実質的には同様の内容としつつ、監査等委員会設置会社への移行および本議案の内容を踏まえ所要の改定を行うことを予定しております。

本議案の内容は、2010年6月29日開催の第130回定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同一であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責および昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮し、指名報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定したものであることから、相当であると考えております。

現在の取締役は11名（うち社外取締役は6名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役は4名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の職責および昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を1事業年度120百万円以内といたしたいと存じます。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責および昨今の経済情勢等の事情を考慮し、指名報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定したものであることから、相当であると判断しております。

監査等委員である取締役は、第2号議案および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

1. 提案の理由

当社は、2018年6月26日開催の第138回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。）、委任契約を締結している執行役員（国外居住者を除く。）および委任契約を締結している理事（国外居住者を除く。）を対象とした株式報酬制度の導入について株主の皆様にご承認をいただき、2021年6月22日開催の第141回定時株主総会の決議により一部改定のうえ、今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。本議案は、これに伴い、当社の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。）、委任契約を締結している執行役員（国外居住者を除く。）および委任契約を締結している理事（国外居住者を除く。）ならびに当社の一部の連結子会社（以下、「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。）を対象とした現在の株式報酬制度を、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国外居住者を除く。以下本議案について同じ。）、委任契約を締結している執行役員（国外居住者を除く。）および委任契約を締結している理事（国外居住者を除く。当社の取締役、執行役員および理事を併せて、以下「取締役等」という。）ならびに当社の一部の連結子会社の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。以下、当社の取締役等と併せて「対象取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）と改定することについて、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告54頁から55頁に記載のとおりですが、本議案が承認可決された場合には、当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、実質的には同様の内容としつつ、監査等委員会設置会社への移行および本議案の内容を踏まえ所要の改定を行うことを予定しております。

本制度は、現在の株式報酬制度と実質的に同一であり、引き続き、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識をこれまで以上に高めることを目的として、指名報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定したものであることから、本制度の設定は相当であると考えております。

現在の株式報酬制度の対象となる取締役は5名であります。第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）は4名となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており（本総会の終結の時点において本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は22名の予定。）、本制度に基づく報酬には、執行役員および委任契約を締結している理事に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員および委任契約を締結している理事が対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

なお、本制度は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬限度額とは別枠のものであります。

また、本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記（2）以降のとおり。）

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none">・当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役、国外居住者を除く。）・当社の委任契約を締結している執行役員および委任契約を締結している理事（国外居住者を除く。）・当社の一部の連結子会社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）
②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
対象会社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	・3事業年度を対象として、合計859百万円（うち当社分769百万円）
当社株式の取得方法（下記（2）のとおり。）および対象取締役等が取得する当社株式等の数の上限（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none">・当社株式は、株式市場から取得するため、希薄化は生じない・対象取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの上限は、177,100ポイント（うち当社の取締役等に付与されるポイントの上限は158,200ポイント）・対象取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（2023年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.3%（うち当社の取締役等に付与されるポイントに関しては約0.2%）
③業績評価指標の内容（下記（3）のとおり。）	・各事業年度における財務指標（連結売上高、連結経常利益、連結ROE等）や非財務指標（CO2排出量等）の目標達成度等に応じて、0～150%の範囲内で変動
④対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	・原則として対象取締役等の退任時

(2) 各対象会社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（当初は、2022年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに769百万円を上限とする金員を、当社の取締役等への報酬として拠出し、対象子会社が各対象子会社の取締役への報酬として拠出する金員と併せて（各対象会社が拠出する金員の総額は859百万円を上限とする。）、受益者要件（対象期間中に対象取締役等であること、対象取締役等を退任していること、在任中に国外居住者となる場合、非違行為等がないこと等）を充足する対象取締役等を受託者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本（2）4段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。各対象会社は、信託期間中、対象取締役等に対するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。延長された信託期間ごとに、対象子会社は、それぞれの株主総会決議で承認を受けた範囲内で金員を当社に新たに拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金員に、769百万円の範囲内で追加拠出した金員と併せて追加信託を行い、各対象会社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と各対象会社が追加拠出する信託金の合計額は、859百万円の範囲内とします。

（3） 対象取締役等が取得する当社株式数の算定方法と上限

対象取締役等に対して交付等がなされる当社株式等の数は、対象取締役等に毎年付与されるポイント数に応じて算定されます。

対象取締役等には、信託期間中の毎年6月に、役位に応じてあらかじめ定められた基準ポイントに、同年3月末日で終了する事業年度における業績指標の目標値に対する達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与されます。業績連動係数は、各事業年度における財務指標（連結売上高、連結経常利益、連結ROE等）や非財務指標（CO2排出量等）の目標達成度等に応じて、0～150%の範囲内で変動します。

対象取締役等の退任時（退任には、海外赴任により対象取締役等でなくなる場合を含む。以下同じ。）にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

当社の取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数は158,200ポイントを上限とします（対象取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数は177,100ポイントを上限とします。）。

（4） 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した対象取締役等は、当該対象取締役等の退任時に、上記（3）に基づき算出される

数の当社株式等の交付等を受けるものとします。なお、対象取締役等が、当該対象取締役等としての地位に加え、他の対象会社の対象取締役等を兼任している場合（当該対象会社の対象取締役等の退任と同時に、他の対象会社の対象取締役に就任する場合を含む。）は、全ての対象会社の対象取締役等をいずれも退任した時点で一括して当社株式等の交付等が行われます。このとき、当該対象取締役等は、累積ポイントの70%（単元未満株式は切り捨て）の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、対象取締役等が在任中に死亡した場合、原則としてその時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役等の相続人が受けるものとします。

なお、受益者要件を充足する場合であっても、対象取締役等による職務の重大な違反、または法令もしくは社内規程の重大な違反があった場合等の非違行為等が取締役会で確認された場合等には、全部もしくは一部の当社株式等の交付等を行わず、または交付等を行った当社株式等もしくはその相当額の全部もしくは一部の返還を求めることができるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権の取扱い

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する配当の取扱い

本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、対象期間の延長並びに信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

(ご参考) 業績ハイライト

受注高



3,727億円

(前期比 9.6%増)

売上高



3,388億円

(前期比 11.9%増)

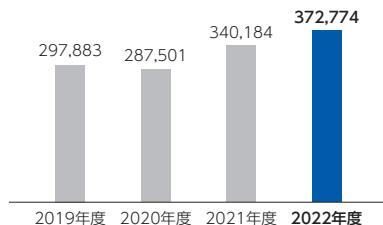
親会社株主に帰属する
当期純利益



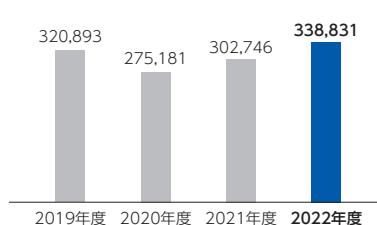
122億円

(前期比 6.0%増)

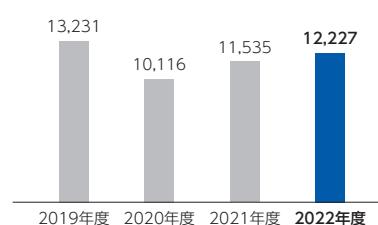
受注高 (単位:百万円)



売上高 (単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



▶ 関連リンク 詳細情報についてはこちらをご覧ください

財務データ: <https://www.tte-net.com/ir/data/index.html>



【ESGに関する取り組み】

E

- TCFDフレームワークに則った報告
Co2排出量（スコープ3）：2030年度目標▲13.5%(対2019年度)達成に向け、2021年度実績▲6.3%。
今後、SBT認証は、1.5℃目標の基準へ、削減目標水準の引き上げを検討。
- CDP 気候変動分野の評価「A-」（リーダーシップレベル）継続
- T-Base®での廃プラの可視化・マテリアルリサイクルの確立
東京都環境局「令和4年度革新的技術・ビジネスモデル推進プロジェクト」事業者へ採択
- 環境保全活動として、高砂の森における森林活動、清掃活動の実施
- 環境不動産への取り組みとして 保有不動産にてCASBEE Aランク取得
- 広島県北広島町と「ゼロカーボントウン実現に向けた包括連携協定」を締結





S

採用強化ならびに多様性の確保・推進

- ・新卒採用、DX等高度専門技能有する経験者採用強化
- ・女性管理職・管理職候補、外国籍社員比率増加

	2021.4	2022.4	2030年頃
経験者採用管理職比率	8.9%	9.5%	現状より増加
経験者採用比率	15.8%	16.5%	現状より増加
女性管理職候補比率	5.5%	6.3%	30%
女性管理職比率	1.5%	1.9%	10%
外国籍社員比率	1.5%	1.7%	現状より増加

- ・プレ女性全国大会を2022年11月22日に開催
- ・外国籍社員と社長のダイアログ開催（2023年2月22日）

人財育成の強化

- ・サクセッションプランに基づく経営人財の育成
- ・目的別・階層別の実践的・多角的な教育、プログラムの拡充（多様性推進、高度専門技術、事業開発セミナー など）
- ・DX・BIM化等、成長戦略の推進に向けた研修実施（2022年10月神戸大学数理工イノベーションセンター主催「次世代DX」リーダー育成プログラム」へ社員を派遣）
- ・管理職候補以上社員を対象として、財務・会計リテラシー等のe-ラーニング実施
- ・協力会社役職員に対して育成支援、経営課題改善に貢献

G

- 政策保有株式の圧縮（10銘柄売却）
- 2022年4月～ESG推進委員会発足（委員長：社長）2022年度は5回開催
＜ESG推進委員会の主なテーマ＞
 - ・全部門ESG活動の推移
 - ・社内ワーキンググループの活動状況
 - ・TCFD開示、サステナビリティ課題対応等




▶ 関連リンク 詳細についてはこちらをご覧ください

ESG・CSR： <https://www.tte-net.com/csr/index.html>



I. 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に起因する行動制限の緩和や経済活動の再開が徐々に進み、緩やかに持ち直しの動きが見られた一方で、国際情勢変化等により先行き不透明な状態が続きました。

建設業界および当社関連の空調業界におきましては、大都市圏の再開発事業とともに製造業を中心とした設備投資において、建設需要は底堅さを維持しておりますが、世界経済の先行き不透明感への懸念など、事業運営には慎重な取り組み姿勢が求められる状況で推移しました。

このような事業環境の中、成長戦略として「国内事業の強靱化」「国際事業の変革」「環境事業への挑戦」を実行し、事業体質の強化に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における業績は、次のとおりとなりました。

なお、本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結業績ハイライト

受注高	3,727億 74百万円 (前年度比	9.6%)	
売上高	3,388億 31百万円 (前年度比	11.9%)	
繰越高	3,028億 30百万円 (前年度比	12.6%)	
営業利益	153億 26百万円 (前年度比	6.6%)	
経常利益	166億 85百万円 (前年度比	6.7%)	
親会社株主に帰属する当期純利益	122億 27百万円 (前年度比	6.0%)	

(1) 事業種類別の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

事業の種類	前年度繰越高	当年度受注高	当年度売上高	当年度繰越高
設備工事事業	266,443	366,288	332,017	300,713
設備機器の製造・販売事業	2,444	6,395	6,722	2,116
その他	-	91	91	-
合計	268,887	372,774	338,831	302,830
(うち国際(海外))	(45,550)	(76,877)	(62,707)	(59,720)
(うち保守・メンテナンス)	(1,909)	(26,601)	(26,653)	(1,857)

(注) 1. 記載金額は、事業の種類間の内部取引を消去しております。

2. 国際事業の売上高は、前連結会計年度を23.9%上回る627億7百万円となりました。保守・メンテナンス事業の売上高は、前連結会計年度を4.7%上回る266億53百万円となりました。

(2) 事業種類別の業績

各事業の状況は、次のとおりとなりました。

なお、記載金額は、事業の種類間の内部売上高等を含めております。

設備工事事業

空調設備の技術を核とした
一般設備と産業設備の設計・施工、保守等

売上高は前連結会計年度を11.9%上回る3,320億17百万円となり、営業利益は前連結会計年度を5.1%上回る149億50百万円となりました。



設備機器の製造・販売事業

空調機器等の設計・
製造・販売

売上高は前連結会計年度を9.0%上回る72億38百万円となり、営業利益は前連結会計年度を134.8%上回る3億4百万円となりました。

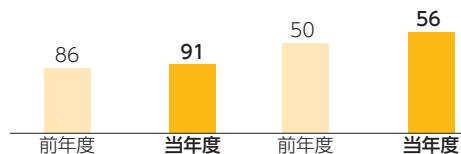


その他 保険代理店等

売上高は前連結会計年度を5.4%上回る91百万円となり、営業利益は前連結会計年度を12.1%上回る56百万円となりました。

売上高 (単位：百万円)

営業利益 (単位：百万円)



2. 資金調達の状況

当連結会計年度中は、社債または株式の発行等による資金調達は行っておりません。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額(使用権資産を含まない)は54億30百万円であり、その主なものは当社(事業の種類「設備工事業」)における賃貸用不動産の取得であります。

4. 重要な組織再編等

該当事項はありません。

5. 財産および損益の状況

(1) 当社グループの財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第140期 2019年度	第141期 2020年度	第142期 2021年度	第143期 2022年度 (当連結会計年度)
受注高	297,883	287,501	340,184	372,774
売上高	320,893	275,181	302,746	338,831
営業利益	17,900	12,300	14,383	15,326
経常利益	19,286	13,902	15,639	16,685
親会社株主に帰属する当期純利益	13,231	10,116	11,535	12,227
1株当たり当期純利益 (円)	186.49	145.56	169.38	184.69
総資産	265,649	271,146	300,736	313,391
純資産	125,861	135,849	136,897	147,165
自己資本比率 (%)	46.0	48.7	44.2	45.5
ROE (%)	10.8	8.0	8.7	8.9

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第142期の期首から適用しており、第142期以降に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 「役員報酬BIP信託」および「株式給付信託（J-E S O P）」を設定しており、当該信託が保有する当社株式を連結貸借対照表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する株式を、1株当たり当期純利益の算定上、「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。

(2) 当社の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第140期 2019年度	第141期 2020年度	第142期 2021年度	第143期 2022年度 (当事業年度)
受注高	222,526	222,444	241,917	264,147
売上高	242,951	211,731	220,622	244,149
営業利益	14,878	10,870	12,794	12,132
経常利益	17,169	13,008	15,085	13,962
当期純利益	12,278	9,964	11,731	10,850
1株当たり当期純利益 (円)	172.42	142.82	171.58	163.23
総資産	228,283	234,466	247,772	263,141
純資産	110,140	119,068	119,599	127,324

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第142期の期首から適用しており、第142期以降に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 「役員報酬BIP信託」および「株式給付信託（J-E S O P）」を設定しており、当該信託が保有する当社株式を貸借対照表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する株式を、1株当たり当期純利益の算定上、「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。

6. 対処すべき課題

今般、当社を取り巻く事業環境は劇的に変化しています。足許では、世界情勢を受けての資機材不足、為替影響や人手不足による建築工程の遅延、労務費高騰などが懸念されております。また、日本政府が発表した「2050年カーボンニュートラル宣言」によって、より一層、脱炭素社会の実現に向けて各企業が、カーボンニュートラルやESGへの取り組みを加速させており、長期的な視点では、“2040年”が人口問題や気候変動問題による社会構造の大きな転換点であると予測しています。

このような事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、多様な価値観を活かして、当社グループが、持続的な成長と付加価値を創出するためには、当社の社是「人の和と創意で社会に貢献」を原点に、当社グループに集う全ての人たちの心の拠り所が必要であると考え、自らのパーパスを『環境革新で、地球の未来をきりひらく。』と定義しました。

「高砂熱学グループ長期ビジョン2040 Create our PLANET, Create our FUTURE」の策定にあたり、2040年にどのような姿であるべきか、株主・投資家の皆様、お客様、取引先、協会社や社員といったすべてのステークホルダーのエンゲージメント向上の観点で議論してまいりました。その結果、当社グループは、これまでの空調調和の技術を核としながら、環境創造の事業領域を拡げ、役職員一人ひとりが、環境クリエイターとして、社内外の多様な人財と高め合いながら常に挑戦を続けていき、ビジネスパートナーと環境価値を共創する企業像を導き出しました。

そして、これからの社会変化を踏まえ、空調設備事業を核として、①建設事業、②設備保守・管理事業、③カーボンニュートラル事業、④環境機器製造・販売事業の4つの事業ドメインをDXで連携し、目指す姿を実現する企業グループへ変革していきます。高砂熱学グループ長期ビジョン2040を、市場環境の成長や投資回収時期等の観点から、3つのフェーズで着実に進めていき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

第1フェーズ(2023-2026)の「中期経営計画2026 Step for the FUTURE -未来への船出の4年間-」では、コア事業（建設事業）による収益基盤を盤石なものとし、得られる資金を事業領域拡大に向けた成長投資に振り向けます。第2フェーズ(2027-2030)は、成長実現の4年間と位置づけ、海外事業の伸長、DXによる新たな付加価値の創造やカーボンニュートラル事業の収益化の実現を目指します。そして、第3フェーズ(2031-2040)は、飛躍の10年と位置づけ、カーボンニュートラルに資する新たな事業セグメントの確立を目指します。これらの3つのフェーズを通じて、2026年度には経常利益200億円を、そして、2040年度には経常利益400億円以上を創出する企業グループに変革してまいります。

(注) 環境クリエイター®：高砂熱学の社員一人ひとりが目指す姿であり、その集合体としての高砂熱学が目指す姿。

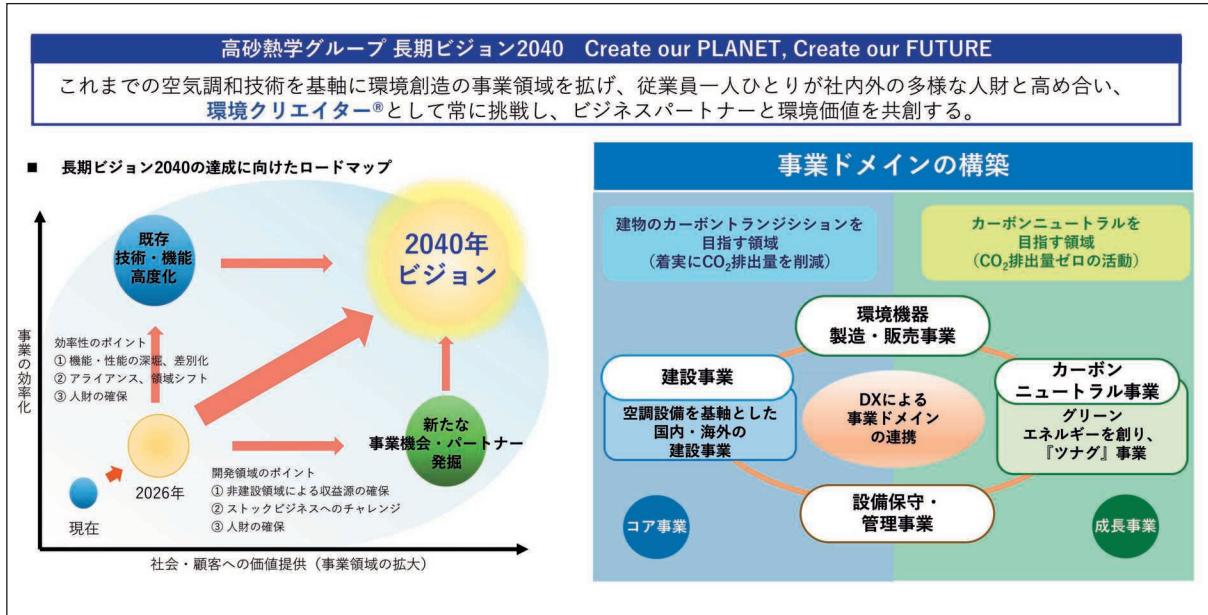
【高砂熱学グループのパーパスと理念体系】

創立100周年を節目に、当社グループに集う全ての人たちの心の拠り所となるべく、高砂熱学グループのパーパスを策定

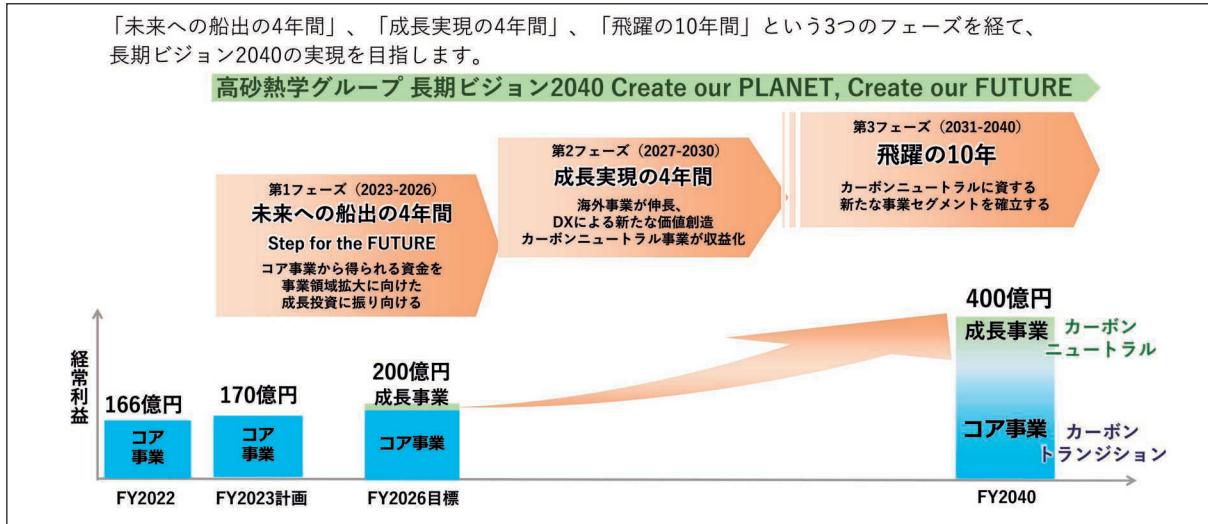


【高砂熱学グループの長期ビジョン2040】

高砂熱学グループ長期ビジョン2040で目指す姿と4つの事業ドメイン

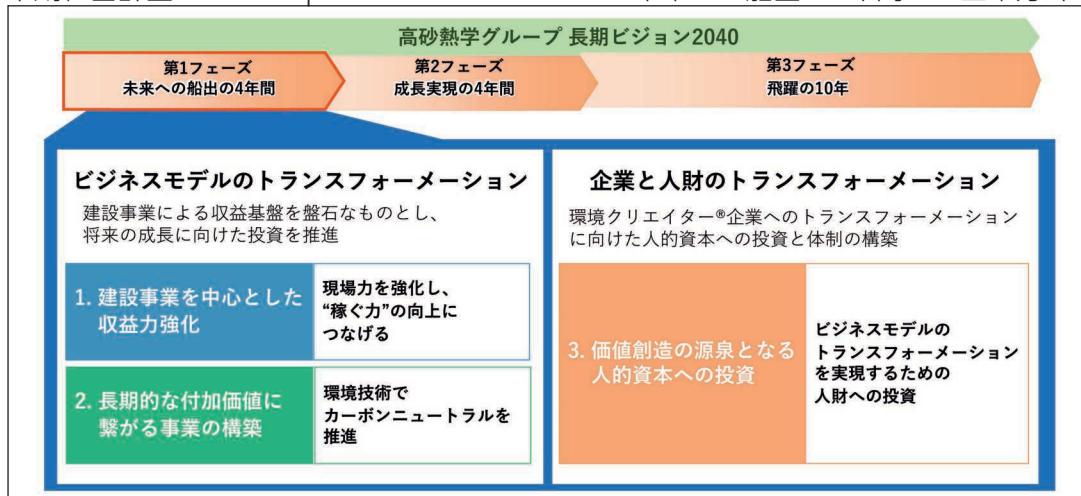


長期ビジョン2040実現に向けた3つのフェーズ

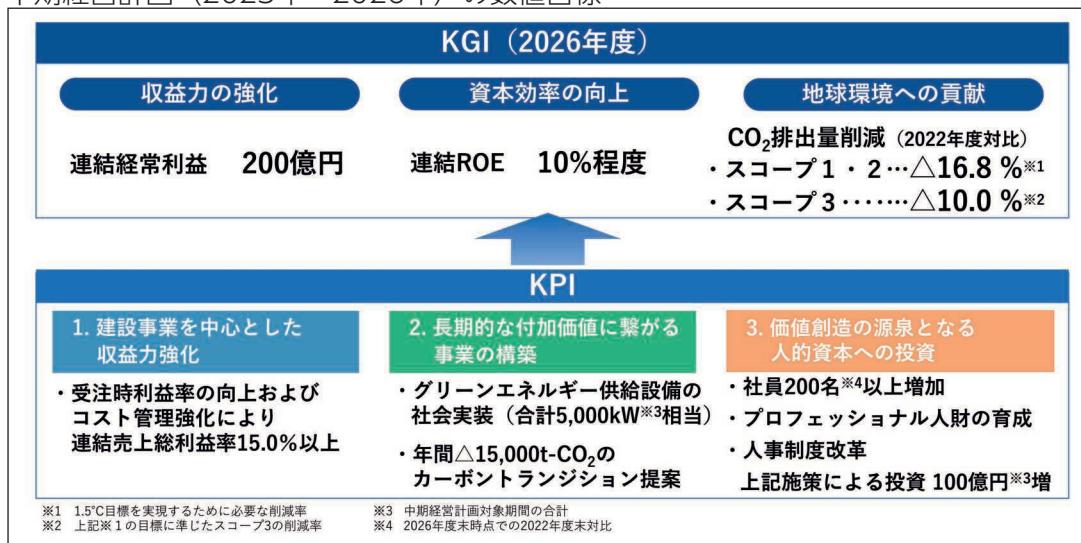


【高砂熱学グループの中期経営計画2026】

中期経営計画2026 Step for the FUTURE – 未来への船出の4年間 – の基本方針



中期経営計画（2023年～2026年）の数値目標



【財務戦略とキャピタルアロケーション】

本中期経営計画（2023年～2026年）の期間におきましては、資本効率と財務健全性のバランスを重視し、持続的成長を支える財務基盤を構築するとともに、創出したキャッシュを企業価値向上に向けた成長投資と株主還元へ適切に配分します。

キャッシュイン 4年間：合計810億円	キャッシュアウト 4年間：合計810億円
事業による創出 730億円	成長投資 510億円 <ul style="list-style-type: none">・人的資本への投資・カーボンニュートラル事業・施工プロセスの変革・DX・M&A 他
政策保有株式の売却 80億円	株主還元 300億円 (配当性向40%程度、 自己株式取得含む)

【株主還元】

株主還元の方針は、配当を基本とし、配当性向40%を目途に持続的な利益成長に応じて増配を行う累進配当といたします。

自己株式の取得は、中長期的に株主価値を高める観点から、業績動向、成長投資機会、資本効率性等を考慮し、機動的に実施することといたします。

なお、2023年度は、創立100周年の記念配当を予定しております。

7. 主要な事業所（2023年3月31日現在）

会社名	主要な事業所
当 社	本社・東京本店・エンジニアリング事業部（東京都） 横浜支店（神奈川県） 大阪支店（大阪府） 関信越支店（埼玉県） 名古屋支店（愛知県） 東北支店（宮城県） 九州支店（福岡県） 札幌支店（北海道） 中四国支店（広島県）

子会社については、46頁の「9. 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

8. 従業員の状況（2023年3月31日現在）

(1) 当社グループの従業員の状況

事業の種類	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
■ 設備工事業	5,623	116名減
■ 設備機器の製造・販売事業	259	16名減
■ その他	3	1名減
合 計	5,885	133名減

(2) 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
2,166	35名増	42.2	15.5

9. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
TMES(株)	419百万円	100.0	設備の保守メンテナンス、設備総合管理
高砂建築工程 (中国) 有限公司	50,367千人民元	100.0	建築および建築設備工事の請負
タカサゴシンガポールPte. Ltd.	5,578千シンガポールドル	100.0	クリーンルーム・ユーティリティ・ 空調・電気・衛生・消火設備工事の コンストラクションマネジメント・設計・施工
高砂熱学工業 (香港) 有限公司	81,000千香港ドル	100.0	空調・衛生・電気設備工事の設計・施工
タカサゴベトナムCo., Ltd.	138,078百万ベトナムドン	100.0	空調・換気・給排水・衛生・電気設備工 事の設計・施工ならびに機器・材料の仲介
タイタカサゴCo., Ltd.	20,000千タイバーツ	49.0	空調・衛生・電気設備工事・クリーンルー ムおよび建築工事の設計・施工
T.T.E.エンジニアリング (マレーシア) Sdn. Bhd.	1,100千マレーシアリンギット	30.0	空調・衛生・電気設備工事および建築工 事の設計・施工
タカサゴエンジニアリング メキシコ,S.A.de C.V.	125百万メキシコペソ	99.9	空調・衛生・電気設備工事および建築工 事の設計・施工
インテグレートッド・ クリーンルーム・ テクノロジーズPvt. Ltd.	52百万インドルピー	55.9	製薬会社や病院などのクリーンルーム向 け関連機器・内装材の製造・販売・取付 ならびに空調・衛生・電気設備工事の設 計・施工
日本ピーマック(株)	390百万円	100.0	空調機器等の設計・製造・販売
(株)清田工業	50百万円	51.0	空調・衛生工事の調査・設計・監理・施工
ヒューコス(株)	50百万円	100.0	保険代理店等

- (注) 1. 連結子会社は、上記に記載のTMES(株)の完全子会社である(株)丸誠サービスおよびTTEマレーシアホールディングスSdn. Bhd. ならびにタイタカサゴホールディングスCo.,Ltd.を加えた15社であります。
2. タイタカサゴCo., Ltd.およびT.T.E.エンジニアリング (マレーシア) Sdn. Bhd.およびタイタカサゴホールディングス Co.,Ltd.は、当社の出資比率が100分の50以下となっておりますが、実質的に支配しているため子会社としております。なお、T.T.E.エンジニアリング (マレーシア) Sdn. Bhd.については、当社は、その株主 (出資比率100分の70) であるTTEマレーシアホールディングスSdn. Bhd.の株主に対して貸付けを行っていること等から、T.T.E.エンジニアリング (マレーシア) Sdn. Bhd.を実質的に支配していると判断しております。
3. 当社の出資比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

10. 主要な借入先および借入額 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
(株)三菱UFJ銀行	1,618
(株)みずほ銀行	1,256
(株)三井住友銀行	1,167

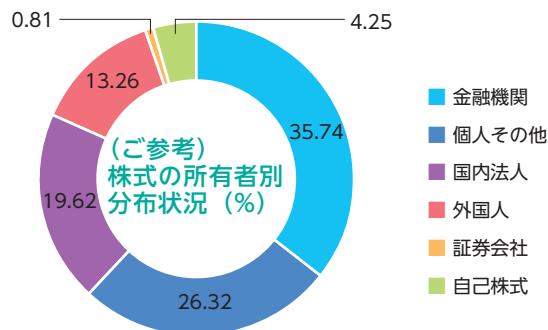
- (注) 借入先には当該借入先の関係会社を含めております。

II. 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 200,000,000株

2. 発行済株式の総数 67,253,699株
(自己株式2,985,703株を除く)

3. 株主数 6,860名
(前事業年度末比 156名増)



4. 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	6,566	9.76
日本生命保険(相)	4,560	6.78
第一生命保険(株)	4,231	6.29
高砂熱学従業員持株会	3,485	5.18
高砂共栄会	2,949	4.38
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	2,476	3.68
(株)三菱UFJ銀行	1,439	2.14
(株)みずほ銀行	1,210	1.79
GOVERNMENT OF NORWAY	1,184	1.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,171	1.74

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式 (2,985,703株) を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 4. 自己株式には、「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式 (472,820株) は含まれておりません。
 5. 自己株式には、「株式給付信託 (J-ESOP)」が保有する当社株式 (282,500株) は含まれておりません。

5. その他株式に関する重要な事項

(1)役員報酬 B I P 信託

当社は、2018年6月26日開催の第138回定時株主総会および2021年6月22日開催の第141回定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）、委任契約を締結している執行役員（国外居住者を除く。）および委任契約を締結している理事（国外居住者を除く。）、並びに当社の一部の連結子会社3社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）を対象に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とした、株式報酬制度（役員報酬 B I P 信託）を導入しております。

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、以下のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役	21,118株	1名
執行役員	62,476株	4名
連結子会社取締役	8,500株	2名

2023年3月31日現在において、役員報酬 B I P 信託の所有する当社株式は、472,820株であります。

(2)株式給付信託（J-E S O P）

当社は、2021年2月12日開催の取締役会の決議に基づき、管理職を対象に、帰属意識の醸成や株価上昇に対する動機づけ等の観点から、インセンティブプランの一環として従業員向け報酬制度の ESOP（Employee Stock Ownership Plan）を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の管理職に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、管理職に対して株式給付規程に基づきポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。管理職に対し給付する株式は、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、管理職の株価向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

本信託の概要

名称	株式給付信託（J-ESOP）
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	管理職のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社の従業員から選定
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
本信託契約の締結日	2021年2月26日
金銭を信託する日	2021年2月26日
信託の期間	2021年2月26日から信託が終了するまで （特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

本信託における当社株式の取得内容

取得する株式の種類	当社普通株式
株式の取得資金として信託する金額	464,000,000円
取得株式数の上限	339,000株
株式の取得方法	取引所市場より取得
株式の取得期間	2021年2月26日から2021年3月3日

なお、2023年3月31日現在において、株式給付信託（J-ESOP）の所有する当社株式は、282,500株であります。

(3)政策保有株式に関する方針

①上場株式の政策保有に関する方針

当社は持続的な企業価値向上に向けて、戦略上重要な協業および取引関係の維持発展が認められる場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。

既に保有する政策保有株式については、以下の観点より、その保有の適否について毎年取締役会で検証を行います。

- ・円滑かつ良好な取引関係の維持や事業上のシナジー等、中長期的に当社の企業価値の向上につながるものであるかどうか
 - ・当社の財務の健全性に悪影響を与えるものではないか
 - ・関連取引利益、配当金等を含めた株式保有による収益が資本コストを上回るか
- 取締役会での当該検証の結果、保有の意義が認められない銘柄は、原則として縮減を検討いたします。

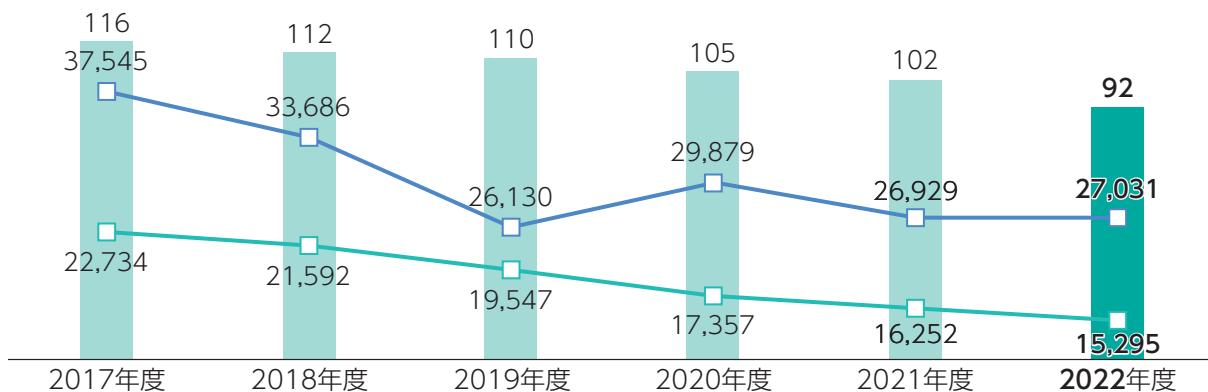
②政策保有株式に係る議決権行使基準

議決権行使については、議案毎に、発行企業の企業価値向上および株主としての当社の利益への貢献に資する内容であるか否か等を判断の上、適切に行使いたします。

③当社が純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数、株式数および貸借対照表計上額の合計額

区分	年度	第138期 2017年度	第139期 2018年度	第140期 2019年度	第141期 2020年度	第142期 2021年度	第143期 2022年度
銘柄数	(銘柄)	116	112	110	105	102	92
株式数	(千株)	22,734	21,592	19,547	17,357	16,252	15,295
貸借対照表計上額の 合計額	(百万円)	37,545	33,686	26,130	29,879	26,929	27,031

■ 銘柄数 □ 株式数 □ 貸借対照表計上額の合計額



Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況	(注)
大内 厚	代表取締役会長CEO	—	
小島 和人	代表取締役社長COO 社長執行役員 経営企画本部管掌 兼 研究開発本部管掌 兼 財務・IR統括部管掌	—	
神谷 忠史	取締役 常務執行役員 事業統括本部長 兼 品質・環境・安全担当 兼 技術担当 兼 関係会社担当	—	
横手 敏一	取締役CDXO 常務執行役員 リスク・コンプライアンス担当 兼 コーポレート本部管掌 兼 DX推進本部管掌	—	
久保田 浩司	取締役 常務執行役員 営業本部長 兼 営業本部管掌	—	8
松永 和夫	社外 独立 取締役	三菱ふそうトラック・バス株式会社代表 取締役会長 橋本総業ホールディングス株式会社社外 取締役 ソニーグループ株式会社シニアアドバイ ザー	1、3、4
関 葉子	社外 独立 取締役	大樹生命保険株式会社社外監査役 イオンリート投資法人監督役員	1、3
藤原 万喜夫	社外 独立 取締役	—	1、3、5
森本 英香	社外 独立 取締役	株式会社INPEX社外取締役	1、3
内野 州馬	社外 独立 取締役	株式会社デジタルガレージ社外取締役 (監査等委員)	1、3、6、8
高木 敦	社外 独立 取締役	株式会社インフラ・リサーチ&アドバイザ ーズ代表取締役 前田建設工業株式会社非業務執行取締役 インフロニア・ホールディングス株式会社 社外取締役 報酬委員長	1、3、8
山本 幸利	常勤監査役	—	
山分 弘史	常勤監査役	—	8
瀬山 雅博	社外 独立 監査役	—	2、3、7
河原 茂晴	社外 独立 監査役	公認会計士河原茂晴事務所代表	2、3、10
榊原 一夫	社外 独立 監査役	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国 法共同事業 学校法人東京歯科大学監事 日本放送協会経営委員会委員	2、3、8

- (注) 1. 取締役の松永和夫氏、関葉子氏、藤原万喜夫氏、森本英香氏、内野州馬氏および高木敦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の瀬山雅博氏、河原茂晴氏および榎原一夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の松永和夫氏、関葉子氏、藤原万喜夫氏、森本英香氏、内野州馬氏および高木敦氏、監査役の瀬山雅博氏、河原茂晴氏および榎原一夫氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされております。
4. 取締役の松永和夫氏は、2012年7月から当社社外取締役に選任される2013年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった(1,000万円未満)こと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
5. 取締役の藤原万喜夫氏は東京電力(株)(現 東京電力ホールディングス(株))の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および電力の使用等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.08%(小数点第3位以下を切り捨て)と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
6. 取締役の内野州馬氏は三菱商事株式会社出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.03%(小数点第3位以下を切り捨て)と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
7. 監査役の瀬山雅博氏は松下電器産業(株)(現 パナソニックホールディングス(株))の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は1.04%(小数点第3位以下を切り捨て)と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
8. 当事業年度中の新任取締役および新任監査役
久保田浩司氏、内野州馬氏および高木敦氏は、2022年6月21日開催の第142回定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日就任いたしました。
山分弘史氏および榎原一夫氏は、2022年6月21日開催の第142回定時株主総会において新たに監査役に選任され、同日就任いたしました。
9. 当事業年度中の退任取締役および退任監査役
原芳幸氏は、2022年6月21日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任いたしました。
藤村潔氏は、2022年6月16日に一身上の都合により辞任いたしました。
伊藤鉄男氏は、2022年6月21日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
近藤邦弘氏は、2022年6月21日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。
10. 監査役の河原茂晴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する豊富な経験と知見を有しております。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を、当該保険契約にて填補することとしており、1年毎に契約更新しています。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約は、2023年10月の更新時においても同内容での更新を予定しております。

3. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人数 (名)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額			摘要
			基本報酬 (百万円)	業績連動 報酬等(賞与) (百万円)	非金銭報酬等 (株式報酬) (百万円)	
取締役 (社外取締役を除く)	6	306	191	56	58	第130回定時株主総会(2010年6月29日)決議による取締役(当該株主総会終結時点12名)の報酬限度額550百万円(1事業年度)
社外取締役	7	70	70	-	-	
監査役 (社外監査役を除く)	3	54	54	-	-	第138回定時株主総会(2018年6月26日)決議による監査役(当該株主総会終結時点5名)の報酬限度額120百万円(1事業年度)
社外監査役	4	39	39	-	-	
合計	20	471	355	56	58	

- (注) 1. 上記の株式報酬の額は、役員報酬BIP信託制度のもとで当事業年度において株式給付引当金繰入額として計上した額であります。役員報酬BIP信託制度の具体的内容は、54頁に記載のとおりです。
2. 役員報酬BIP信託は、第130回定時株主総会決議による取締役の報酬限度額550百万円とは別枠であります。役員報酬BIP信託の上限は、第141回定時株主総会(2021年6月22日)決議において、3事業年度ごとに769百万円を上限とする旨の承認を得ております。当該株主総会終結時の取締役(社外取締役を除く)の員数は5名です。株式報酬(役員報酬BIP信託制度)の具体的内容は、54頁に記載のとおりです。
3. 当事業年度に係る賞与の個人別支給額は、各取締役の業績や職務、貢献度等を総合的に勘案し決定しております。当該事業年度の業績指標については、単年度業績目標達成への士気向上を目的として、前事業年度の業績(株主との業績共有の観点から親会社株主に帰属する当期純利益、収益性の観点から連結売上高当期純利益率およびグループの持続的成長の観点から連結売上高)および役員個人の定性評価(個人別目標達成度合、後継者育成、企業価値向上、SDGsへの取組、取締役会活性化およびコンプライアンス)に応じて、役員別の基準額に対して50%~150%の範囲で変動する仕組みとしております。
- なお、当事業年度の指標に係る実績は以下のとおりです。

指標	実績(対公表値達成率)
親会社株主に帰属する当期純利益	12,227百万円(113%)
連結売上高当期純利益率	3.6%(103%)
連結売上高	338,831百万円(109%)

4. 各会社役員個人の報酬等の額またはその算定方法に係る決定方針に関する事項

(1) 当該方針の決定の方法

当社の取締役の個人別の報酬等については、当社の事業を中長期的に成長させ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上していくことを目的として、コーポレートガバナンスを巡る動向や外部専門機関による調査データ、他社の報酬水準等を考慮の上、健全なインセンティブ（動機付け）の一つとして機能する報酬制度とする方針を取締役会の決議により決定しております。

また、監査役の個人別の報酬等については、株主総会の決議により決定した監査役報酬等の総額の最高限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

(2) 当該方針の内容の概要

当社の役員個人の報酬の内容に係る決定方針の内容の概要は、次のとおりです。

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬等の総額の最高限度額を決定しております。

当社は、役員報酬に関する独立性・客観性・透明性を高めるために、任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しており、当該委員会における審議を経て、取締役会の決議により取締役の報酬等を決定いたします。なお、当委員会の過半数は社外取締役で構成することとしており、当事業年度においては、指名報酬委員会は8名の委員により構成されそのうち6名が社外取締役となっております。（当年度の指名報酬委員会の構成：代表取締役会長CEO、代表取締役社長COO社長執行役員および社外取締役6名）

取締役の報酬構成は、基本報酬、短期（年次）インセンティブとしての賞与、および中長期インセンティブとしての株式報酬制度（役員報酬BIP信託）とし、当該方針を考慮した構成割合を設定しております。なお、役位が上がるにつれて基本報酬の割合を減らし、賞与、および株式報酬制度（役員報酬BIP信託）の割合は増やす方針としており、代表取締役の標準支給時ベースにおける基本報酬、賞与、株式報酬制度（役員報酬BIP信託）の割合は、60%：20%：20%となります。

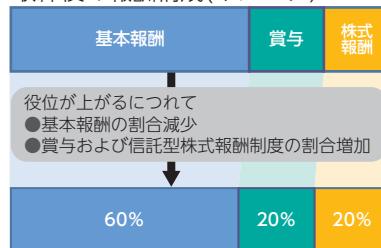
なお、独立社外取締役については、基本報酬のみとし、賞与および株式報酬制度（役員報酬BIP信託）はございません。

基本報酬は、役位に応じて決定される固有報酬としており、毎月支給します。

賞与は、2019年4月1日より、単年度業績目標達成等への士気向上を目的として、前年度の業績（株主との業績共有の観点から親会社株主に帰属する当期純利益、収益性の観点から連結売上高当期純利益率およびグループの持続的成長の観点から連結売上高）および役員個人の定性評価（個人別目標達成度合、後継者育成、企業価値向上、SDGsへの取組、取締役会活性化およびコンプライアンス）に応じて、役位別の基準額に対して50%～150%の範囲で変動する仕組みとし、毎年一定の時期に支給します。

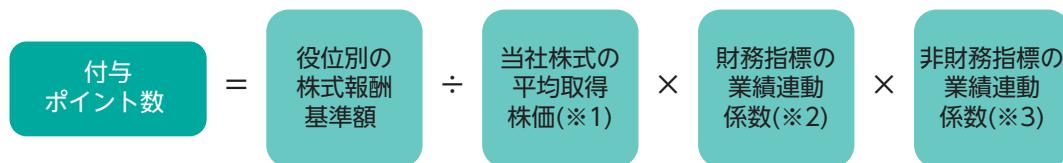
また、株式報酬制度（役員報酬BIP信託）は、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲等を一層高めることを目的としており、毎年6月に役位に応じてあらかじめ定められた基準ポイントに、同年3月末日で終了する事業年度における業績指標の目標値に対する達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイン

取締役の報酬構成(イメージ)



代表取締役の報酬構成(標準時)

トが付与され、退任時に累計ポイント相当の当社株式が交付されます。業績連動係数は、各事業年度における財務指標（連結売上高、連結経常利益、連結ROE等）や非財務指標（CO2排出量等）の目標達成度等に応じて、0～150%の範囲内で変動する設計となります。



※1 信託による当社株式の平均取得単価。信託期間を延長した場合には、延長後に信託が取得した当社株式の平均取得単価となります。

※2 財務指標の業績連動係数＝連結売上高係数×30%＋連結経常利益係数×60%＋連結ROE係数×10%

※3 非財務指標はCO₂排出量を採用します。

執行役員の報酬につきましても、取締役と同様に、基本報酬、短期（年次）インセンティブとしての賞与、および中長期インセンティブとしての株式報酬制度（役員報酬BIP信託）により構成され、指名報酬委員会における審議を経て、取締役会の決議により決定いたします。

なお、各取締役（独立社外取締役を除く。）および執行役員は、役員持株会を通じて、任意拠出により、当社株式の取得に努めております。

監査役に対する報酬等については、基本報酬のみとし、各監査役の基本報酬の額は、各監査役の職務の内容・量・難易度や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定いたします。その職務等に鑑み、監査役に対する賞与および株式関連報酬はございません。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会の決議により決定しておりますが、その決定にあたっては、8名の委員より構成され、そのうち6名が独立社外取締役である指名報酬委員会にて役員報酬に関する妥当性や制度設計等の審議を行い、原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で取締役会への答申を行い、取締役会において当該答申を尊重して決定したものであるため、本事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

5. 社外役員に関する事項

(1)重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

51頁の「Ⅳ. 会社役員に関する事項 1. 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

(2)当事業年度における主な活動状況等

区分	氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
取締役	松永 和夫	取締役会：100% (12回/12回)	主に経済関連を中心とした行政分野における豊富な経験と識見を活かして業務執行から独立した客観的な立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、子会社を含む役員指名および報酬に関する任意の諮問機関である指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	関 葉子	取締役会：100% (12回/12回)	主に弁護士および会計士としての豊富な経験と識見を活かして業務執行から独立した客観的かつ専門的見地から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、子会社を含む役員指名および報酬に関する任意の諮問機関である指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	藤原 万喜夫	取締役会：100% (12回/12回)	東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）の取締役における豊富な経験と識見を活かして業務執行から独立した客観的な立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、子会社を含む役員指名および報酬に関する任意の諮問機関である指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	森本 英香	取締役会：100% (12回/12回)	主に行政分野や環境分野における豊富な経験と識見を活かして業務執行から独立した客観的な立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、子会社を含む役員指名および報酬に関する任意の諮問機関である指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	内野 州馬	取締役会：100% (10回/10回)	三菱商事株式会社の代表取締役およびCFOにおける豊富な経験と識見を活かして業務執行から独立した客観的な立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、子会社を含む役員指名および報酬に関する任意の諮問機関である指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	高木 敦	取締役会：100% (10回/10回)	証券会社アナリスト（建設セクション）としての金融・財務に関する高い知見と豊富な経験と識見を活かして業務執行から独立した客観的な立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、子会社を含む役員指名および報酬に関する任意の諮問機関である指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

区分	氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
監査役	瀬山 雅博	取締役会：100%（12回/12回） 監査役会：100%（12回/12回）	松下電器産業株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）の海外関係会社社長および監査役における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。
監査役	河原 茂晴	取締役会：100%（12回/12回） 監査役会：100%（12回/12回）	主に会計士としての専門的見地から当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。
監査役	榊原 一夫	取締役会：100%（10回/10回） 監査役会：100%（10回/10回）	主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。

(注) 1.内野州馬氏および高木敦氏は、2022年6月21日開催の第142回定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日就任いたしましたため、就任後の取締役会の出席状況を記載しております。

2.榊原一夫氏は、2022年6月21日開催の第142回定時株主総会において新たに監査役に選任され、同日就任いたしましたため、就任後の取締役会および監査役会の出席状況を記載しております。

(3)責任限定契約に関する事項

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で責任限定契約を締結しており、その内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役および社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 責任限定契約に関する事項

当社は、2006年6月29日開催の第126回定時株主総会で定款を変更し、会計監査人との責任限定契約に関する規定を設けておりますが、現時点では会計監査人と責任限定契約を締結しておりません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	87百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	87百万円

- (注) 1. 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 上記報酬等について、監査役会は、会計監査人から提出を受けた監査計画の内容および報酬見積もりの算出根拠、従前の事業年度における当該会計監査人の職務執行状況、取締役その他社内関係部署の意見に鑑み、相当と判断し、同意しております。

4. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して法務に係るコンサルタント業務を委託し対価を支払っております。

5. 重要な連結子会社の計算関係書類の監査に関する事項

当社の重要な連結子会社のうち、高砂建築工程（中国）有限公司、タカサゴシンガポールPte. Ltd.、高砂熱学工業（香港）有限公司、タカサゴベトナムCo., Ltd.、タイタカサゴCo., Ltd.、T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd.、タカサゴエンジニアリングメキシコ,S.A.de C.V.およびインテグレートッド・クリーンルーム・テクノロジーズPvt. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会社法第344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当するなど、その職務遂行に関する公正性を確保することができないものと合理的に疑うべき事情が存するときには、必要に応じて、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、2015年4月17日開催の取締役会において決議し、その後、2017年3月24日開催の取締役会において、同年4月以降、企業倫理委員会とリスク管理委員会を統合し、リスク・コンプライアンス委員会に改組することを決議しております。

現在の当社における「業務の適正を確保するための体制」についての決議の概要は、以下のとおりであります。

体制の概要	当期における運用状況の概要
1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	
<p>① コンプライアンス担当役員を任命するとともに、推進部署であるコンプライアンス室を設置し、相談・通報窓口など内部通報制度の適切な運営を図るとともに、重要な推進テーマに対してはコンプライアンス・プログラムを設定し、これらを内部統制委員会の傘下にあるコンプライアンス委員会にてPDCA管理するなど、コンプライアンスの実践・向上に資する体制確保に努めます。</p>	<p>コンプライアンス委員会を5回開催し、コンプライアンス・プログラムのほかコンプライアンスの整備・運用状況を定期的にモニタリングし、コンプライアンス体制の強化・徹底を図っております。また、各所管部門が、独占禁止法関係の社内ガイドラインの整備やハラスメント防止、相談・通報窓口とその適切な運営、テーマ別研修を複数回実施するなど、各種コンプライアンス施策を推進しております。</p>
<p>② 当社グループの役職員の基本的な行動基準を示したグループ行動指針を制定し、かかる役職員全員に社内ネットワークを活用し配付を行い、また、取締役および使用人の各層、各業務に応じ、コンプライアンスに関する研修等を継続的に実施するなどして、コンプライアンスの徹底を図ります。</p>	<p>当社HPでのグループ行動指針の掲示等、各人・各職場での周知と活用環境を一層整備するほか、各種研修においても、当指針に関連付けた指導を行うなど、その浸透・定着に努めております。特に独占禁止法違反の再発防止に関しましては、全役職員を対象に、再発防止策の徹底および風化・形骸化防止を図っております。このほか、内部通報制度について、研修や通達による全役職員に対する周知、社内での呼称変更や社外窓口の変更による利用促進を図るほか、日常業務におけるPDCA活動によるコンプライアンスの徹底に取り組んでおります。</p>
<p>③ 当社外の分野での豊富な経験や識見を有する社外取締役を選任し、業務執行に対する多様な視点からの指導・監督を強化致します。</p>	<p>12回開催した取締役会においては、取締役の職務執行の適法性および適正性等を確保するために、当社から独立した社外取締役が出席し、独立した立場で各々が有する高い識見に基づく専門的な視点から当社の経営に有用な指摘、意見を述べるなど、引き続き、経営の監督とチェック機能の強化に努めております。また、社外取締役が実効性ある指導・監督を果たすために、取締役会の議題について、その背景などの事前説明を行い、一層の理解促進に努めていきます。</p>

体制の概要	当期における運用状況の概要
<p>2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制</p>	<p>取締役会をはじめとする重要な会議の記録、決裁文書その他の取締役の職務の執行に係る情報について、文書または電磁的媒体に記録し、保存および管理を行っております。また、情報セキュリティ委員会を定例的に開催し（年5回開催）、サイバー攻撃への対応やメール訓練等を実施するとともに、その中で講じた漏洩防止対策の一環として情報管理を徹底しております。</p>
<p>3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p>	<p>① リスク担当役員を任命するとともに、リスク管理規程を定め、全社的なリスクマネジメントを推進するため、内部統制委員会の傘下に、管理・営業・技術部門を含む部門横断的なリスク管理委員会を設置し、主要関係会社を含めたリスクの洗い出し・評価と重要なリスクへの対策を行うことを通じて、未然防止およびリスク縮減活動を推進します。</p> <p>② 危機管理規程を定め、重大なリスクが顕在化した場合には、迅速かつ適切な対応を行う全社的な危機管理会議を招集・開催するなど、不測の事態に的確に対応できる体制を整備します。</p> <p>③ 大規模災害等に対応した事業継続計画を定め、定期的な訓練を通じて計画を見直し実効性を高めるなど、緊急事態の発生に対する事業継続力の向上を図ります。</p> <p>④ 品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益等の機能別リスクについては、前述のリスク洗い出し・評価において、対応する部門を定め、適切なリスク管理体制を整備します。</p>

体制の概要	当期における運用状況の概要
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
<p>① 取締役会の傘下に社長COOを議長とする経営会議を設置し、執行役員制度を導入することにより経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ効率的な経営を推進します。</p>	<p>当社は、決裁規程により一定事項を経営会議に委任することで、取締役の職務執行の効率性を確保することより、迅速かつ効率的な経営を推進しました。また、12回開催した取締役会については、事前の議題説明や案件のサマリーの共有など迅速かつ効率的な運営に努めつつ、中長期的な経営戦略の方向性やガバナンス強化の方向性など、極力、経営の監督に資する議論に注力するよう運営しました。</p>
<p>② 意思決定の迅速化や業務執行などの経営の効率化を図るため、職務権限規則、業務分掌規程、決裁規程などの規程を整備し、適宜見直しを行います。</p>	<p>社内組織の変更、職務権限規則、業務分掌規程、決裁規程などの規則・規程等については、都度見直しで改正し、速やかな事業戦略の展開を図るべく体制を整備し、運営しております。</p>

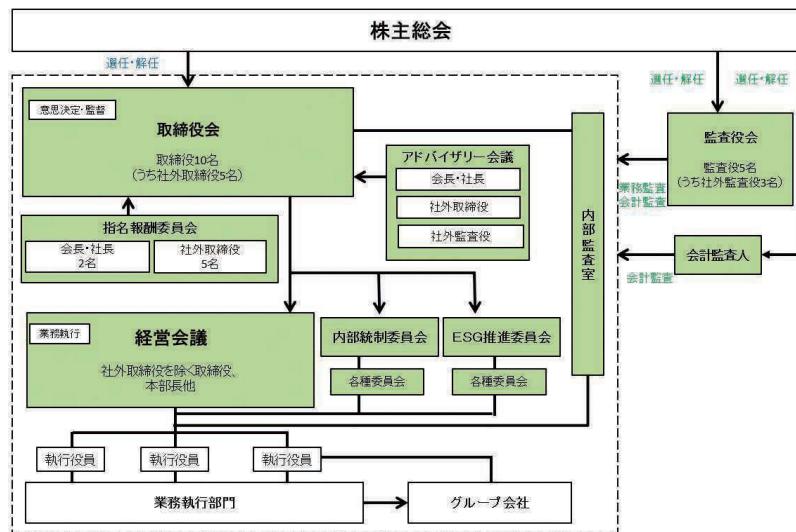
体制の概要	当期における運用状況の概要
5. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制	
<p>① 子会社における経営に関しては、その自主性を尊重しつつ、当社内に経営管理の所管部を置き、重要事項についての協議および報告ルールを関係会社管理規程に定めるなど経営管理体制を整備しています。すなわち、子会社における一定の重要な事項については、当社と事前協議を行い当社の承認を得ることとしております。また、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社へ報告を求めています。さらに、定期的に、当社経営陣および子会社社長が出席する会議を開催し、業務の適正を確保してまいります。なお、リスクが顕在化した場合には、子会社に対し、当社窓口部門への速やかな報告を求めています。</p>	<p>当社の国内グループ会社社長が出席する国内グループ経営会議を3回開催し、当会議を通じ、適宜、国内グループ会社および当社国内グループ事業統括部から報告を受けております。国際事業については、海外グループ会社社長会議を3回開催するとともに、適宜、海外グループ会社及び当社国際グループ事業統括部から報告を受けております。特に、グループ会社の重要事項については、当該事項を当社に報告するとともに、当社取締役会規則または経営会議規則、その他関連規程に基づいて承認を受けることとしております。</p>
<p>② 当社と基本的な考え方を共有するため、基本的な行動基準を定めたグループ行動指針を定めるほか、子会社各社の社内規程を整備することにより、企業集団としてのリスク管理体制や危機管理体制、内部通報制度を含めたコンプライアンス体制を適切に運用しています。</p>	<p>日本語版に加え、英語・中国語・タイ語版のグループ企業倫理綱領を作成し社員に配信する等、グループ役員員の基本的な行動指針を国内外子会社にも展開し、当社（親会社）同様の周知・普及に努めております。また、定期的リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会で子会社のリスク管理・コンプライアンスの状況を把握・管理しております。内部通報制度では、各社における通報体制の整備のみならず、当社への直接の通報ルートも確保し運営しております。</p>
<p>③ 内部監査室は、当社およびその子会社の監査を実施するとともに、必要に応じてその結果を取締役会および監査役会に対して直接報告します。また、必要に応じて当社より取締役および監査役を派遣すること等を通じて子会社の適正な業務執行を監視します。</p>	<p>内部監査室は、業務全般について、適法性、妥当性および効率性の観点から内部監査を実施しております。また、各社へは当社従業員を役員等として派遣し、業務の適正性確保に努めております。なお、内部監査の結果を必要に応じて取締役会および監査役会に直接報告しました。</p>
<p>④ 監査役は、子会社に対し、業務執行状況を定期的に監査します。</p>	<p>監査役は、子会社に対する実地監査を実施し、重要書類の確認、主要な役員から業務執行状況のヒアリングを行っております。また、国内グループ監査役会にて、国内グループ会社の監査役から、監査方針、監査実績等について報告を受け、状況を把握しております。</p>

⑤ 財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な内部統制体制を整備します。

内部監査室は、財務・IR部門と連携し、各グループ会社に対して財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部統制評価手続および内部監査を実施して内部統制の体制を整備しております。また、内部統制評価および内部監査の結果については、随時、監査法人に報告しております。
なお、財務ガバナンスの強化を図る観点から、経理財務関係の規程整備を進めております。

体制の概要	当期における運用状況の概要
<p>6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p>	<p>監査役室を設置し監査役の職務を補助するための専任の使用人を配置しております。当該使用人は、監査役の指揮命令に従い、職務を遂行しております。なお、当該使用人に対する人事評価・異動・懲戒をはじめ、その他人事に関する事項は監査役と協議の上、当社ルールに則って運営しております。</p>
<p>7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制</p>	<p>その他の監査役への報告に関する体制</p> <p>監査役監査環境整備規程を制定し、法定事項のほか、当社や当社子会社における著しい損害を及ぼす事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為、内部監査の結果や内部通報の状況などについて報告する体制を整備・運用しております。</p>
<p>8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p>	<p>監査役監査環境整備規程にて、前項の監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないよう明確化します。</p> <p>監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないよう、規程により体制を整備・運用しております。</p>
<p>9. 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項</p>	<p>監査役がその職務の執行について、所定の費用又は債務の履行を請求するときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、これを支払います。また、監査の実効性を担保するため、監査の諸費用について予算を確保します。</p> <p>監査役がその職務の執行について、所定の費用または債務の履行を請求するときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、これを支払い、また、監査の実効性を担保するため、監査の諸費用について予算を確保しています。</p>

体制の概要	当期における運用状況の概要
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
① 監査役会は、社外監査役にて、その過半を確保します。	監査役は5名で、うち3名は社外監査役であり、過半を確保しております。
② 監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会・経営会議等重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧および事務所の往査を実施します。また、監査役は、代表取締役社長COOと定期会合を持ち、意見交換を行うことにより、相互の意思疎通を図ります。	監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会、経営会議その他重要な会議への出席、重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧および事業所の往査を実施しております。また、代表取締役COOと定期会合を持ち、意見交換を行うことにより、相互の意思疎通を図っております。
③ 監査役と内部監査室および会計監査人が、定期的に監査の状況について協議し、情報の共有と連携を図り、効果的かつ効率的な監査を行います。	監査役と内部監査室および会計監査人は、定期的に監査の状況について報告し、情報の共有と連携を図り、効果的かつ効率的な監査を行っております。また四半期毎に、監査役、内部監査室、会計監査人の出席する三様監査会議を実施し、監査役、内部監査室、会計監査人の情報共有を行うとともに、課題意識のすりあわせを行っております。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況	
反社会的勢力・団体との関係を遮断するため、グループ行動指針に反社会的勢力・団体に対しては断固とした態度で対応し一切の関係を持たない旨を定め、教育・研修を通じた周知徹底や外部専門機関との連携を図るなど、実践的対応が可能な社内体制を整備します。	グループ行動指針にて反社会的勢力・団体に対しては断固とした態度で対応し一切の関係を持たない旨を定めており、これを徹底しています。また、外部専門機関との連携を図り、実践的対応が可能な社内体制を整備・運用しております。



Ⅶ. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容は、以下のとおりです。

当社は、創業以来、社是「人の和と創意で社会に貢献」および経営理念「最高の品質創り、特色ある技術開発、人財育成」に基づく安全かつ高品質なサービスの提供により、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

今後も、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを実現するために、長期経営構想に基づき、中期経営計画を策定し、これを着実に実行するとともに、コーポレートガバナンスの強化に努めてまいります。

また、当社株式の大量買付を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めた上で、取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じて参ります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)		当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	238,331	流動負債	137,146
現金預金	72,317	支払手形・工事未払金等	64,252
受取手形・完成工事未収入金及び契約資産	139,010	電子記録債務	23,141
電子記録債権	9,242	短期借入金	4,815
未成工事支出金等	3,330	未払金	3,202
その他	14,802	未払法人税等	1,933
貸倒引当金	△372	未成工事受入金	14,693
固定資産	75,060	賞与引当金	5,672
有形固定資産	23,756	役員賞与引当金	89
建物・構築物	10,330	完成工事補償引当金	1,009
機械・運搬具	694	工事損失引当金	923
工具器具・備品	2,191	解体撤去引当金	219
土地	9,682	その他	17,193
建設仮勘定	206	固定負債	29,080
使用権資産	650	社債	25,000
無形固定資産	8,104	長期末払金	61
ソフトウェア	6,274	退職給付に係る負債	1,093
のれん	1,728	株式給付引当金	833
その他	101	役員退職慰労引当金	119
投資その他の資産	43,198	繰延税金負債	1,050
投資有価証券	33,775	その他	922
長期貸付金	329	負債合計	166,226
退職給付に係る資産	3,373	純資産の部	
繰延税金資産	1,016	株主資本	132,172
差入保証金	2,845	資本金	13,134
保険積立金	1,198	資本剰余金	12,691
その他	821	利益剰余金	113,913
貸倒引当金	△162	自己株式	△7,567
資産合計	313,391	その他の包括利益累計額	10,298
		その他有価証券評価差額金	10,181
		為替換算調整勘定	493
		退職給付に係る調整累計額	△376
		非支配株主持分	4,694
		純資産合計	147,165
		負債純資産合計	313,391

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)
売上高	338,831
売上原価	292,468
売上総利益	46,363
販売費及び一般管理費	31,036
営業利益	15,326
営業外収益	2,728
受取利息及び配当金	938
持分法による投資利益	86
不動産賃貸料	781
その他	921
営業外費用	1,369
支払利息	278
貸倒引当金繰入額	95
不動産賃貸費用	419
支払補償金	245
解体撤去引当金繰入額	219
その他	111
経常利益	16,685
特別利益	338
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	270
その他	67
特別損失	171
固定資産除却損	65
投資有価証券評価損	38
投資有価証券売却損	62
その他	5
税金等調整前当期純利益	16,852
法人税、住民税及び事業税	4,915
法人税等調整額	△781
当期純利益	12,719
非支配株主に帰属する当期純利益	491
親会社株主に帰属する当期純利益	12,227

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	13,134	12,691	105,788	△7,750	123,864
会計方針の変更による 累積的影響額			—		—
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	13,134	12,691	105,788	△7,750	123,864
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,102		△4,102
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,227		12,227
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				184	184
非支配株主との取引に係る親会 社の持分変動		△0			△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	8,125	183	8,307
当連結会計年度期末残高	13,134	12,691	113,913	△7,567	132,172

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非 株 支 持 配 分	純資産合計
	そ の 有 価 評 価 差 額	他 証 券 金 為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 に 関 係 する 給 付 額 の 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	9,355	△208	△114	9,033	4,000	136,897
会計方針の変更による 累積的影響額						—
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	9,355	△208	△114	9,033	4,000	136,897
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△4,102
親会社株主に帰属する 当期純利益						12,227
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						184
非支配株主との取引に係る親会 社の持分変動						△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	825	701	△262	1,265	693	1,959
連結会計年度中の変動額合計	825	701	△262	1,265	693	10,267
当連結会計年度期末残高	10,181	493	△376	10,298	4,694	147,165

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数	15社
連結子会社名	TMES(株)、(株)丸誠サービス、高砂建築工程（中国）有限公司、タカサゴシンガポールPte.Ltd.、高砂熟学工業（香港）有限公司、タカサゴベトナムCo.,Ltd.、タイタカサゴCo.,Ltd.、T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn.Bhd.、日本ピーマック(株)、ヒューコス(株)、TTEマレーシアホールディングスSdn.Bhd.、タカサゴエンジニアリングメキシコ,S.A.de C.V.、インテグレートッド・クリーンルーム・テクノロジーズPvt.Ltd.、(株)清田工業、タイタカサゴホールディングスCo.,Ltd.
(2) 主要な非連結子会社名	PT.タカサゴインドネシア

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数	1社
持分法適用の関連会社の名称	日本設備工業(株)
(2) 持分法非適用の非連結子会社（主要な会社名:PT.タカサゴインドネシア）および関連会社（主要な会社名:苫小牧熟供給(株)）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。	

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、インテグレートッド・クリーンルーム・テクノロジーズPvt.Ltd.以外の在外連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、上記以外の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券	
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法によっております。
② 棚卸資産	
未成工事支出金	個別法による原価法によっております。
商品及び製品、材料貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 （リース資産を除く）	主として定額法を採用しており、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
② 無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法によっております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。
③ リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しておりますが、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産および負債として計上しており、資産計上された使用权資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 役員賞与引当金	役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づいて計上しております。
③ 賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づいて計上しております。
④ 完成工事補償引当金	完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
⑤ 工事損失引当金	当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が合理的に見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
⑥ 解体撤去引当金	将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。
⑦ 役員退職慰労引当金	連結子会社の取締役および監査役の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
⑧ 株式給付引当金	役員報酬BIP信託および株式給付信託(J-ESOP)による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、当社取締役、当社執行役員、当社従業員および連結子会社の取締役等に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①設備工事業

主に、空調設備の技術を核として、一般設備と産業設備の設計・施工、保守等から収益を獲得しております。

設備工事業では顧客と工事契約を締結し、受注した工事を施工し、引き渡す義務を負っております。

これらの履行義務は、工事の進捗に伴い充足されるため、工事進捗度に応じて工事期間にわたり収益を認識しております。工事進捗度の算定にあたってはインプット法を採用しております。

また、保守契約のうち、履行義務が主に時の経過に伴い充足されるものについては、取引価格を契約期間にわたり均等に按分し収益を認識し、保守サービス実施の都度履行義務が充足されるものについては、保守サービスが完了した都度収益を認識しております。

なお、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができるときまで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

取引価格は基本的に顧客との契約に基づいております。支払条件は契約ごとに異なりますが、契約に従って着工、工事の進捗、竣工に伴い対価を受領しております。

金融要素に重要性はないため、調整は行っておりません。

②設備機器の製造・販売事業

主に、空調機器等の設計・製造・販売から収益を獲得しております。

これらは契約に基づき顧客への引渡し完了時点で収益を認識しております。ただし、国内販売については出荷時点で収益を認識しております。

取引価格は基本的に顧客との契約に基づいております。支払条件は契約ごとに異なりますが、製品の引渡し等に応じて対価を受領しております。

金融要素に重要性はないため、調整は行っておりません。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産・負債および収益・費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「その他の包括利益累計額」の「為替換算調整勘定」および「非支配株主持分」に含めて計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生時に一括して費用処理しております。なお、一部の連結子会社はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により費用処理しております。

③ 小規模企業における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で償却し、その金額が僅少なものについては発生年度に全額償却しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27項-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財またはサービスの種類別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	設備工事業	設備機器の 製造販売事業	計		
一般設備工事	158,194	-	158,194	-	158,194
産業設備工事	173,822	-	173,822	-	173,822
設備機器の製造販売	-	6,722	6,722	-	6,722
その他	-	-	-	91	91
顧客との契約から生じる収益	332,017	6,722	338,740	91	338,831
外部顧客への売上高	332,017	6,722	338,740	91	338,831

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店等の事業であります。

地域別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	設備工事業	設備機器の 製造販売事業	計		
国内	269,310	6,722	276,032	91	276,124
海外	62,707	-	62,707	-	62,707
顧客との契約から生じる収益	332,017	6,722	338,740	91	338,831
外部顧客への売上高	332,017	6,722	338,740	91	338,831

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店等の事業であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 重要な収益および費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、302,830百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて主に1年から3年の間で収益を認識することを見込んでいます。

7. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 一定期間にわたり認識する売上高の計上

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
売上高 300,587百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事請負契約および保守契約等については、役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定期間にわたり履行義務を充足し、一定期間にわたり収益を認識しております。

一定期間にわたり収益を認識するにあたり、工事進捗度の算定には原価比例法を適用しております。各工事契約の工事原価総額の見積額は実行予算(直接費)と間接経費の配賦額で構成されており、工事進捗度は各工事の実行予算のうち当連結会計年度末までに発生している直接費の割合で算出してしております。売上高は当該工事進捗度に工事収益総額を乗じて算出してしております。

工事収益総額の見積額は契約書等の書面により顧客と合意に至った金額をもとにしております。顧客との間で工事契約変更等の事象が生じた場合は、当該変更を工事収益総額の見積りに適時・適切に反映しております。

工事原価総額の見積額は各工事ごとの実行予算に間接費の配賦額を加算して算定しております。実行予算は施工場所、施工条件ごとに異なりますが、工事の各段階、各原価要素ごとに設計図に基づき設定した標準数量・工数や購買先から入手した見積書等に基づき設定した単価を使用して算定した原価を積み上げることにより算定しております。工事契約の変更や事後的な事情の変化により追加の原価の発生や原価の削減が見込まれる場合は適時・適切に実行予算に反映しております。

工事進捗度の算定に当たっては工程表をもとに発生原価と実際の工事の進捗度合いに乖離がないかモニタリングをするとともに、発生原価の中に工事進捗度を適切に反映しないものが含まれる場合には必要な調整を行っております。

なお、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができるときまで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

翌連結会計年度以降において、当連結会計年度末では予見できなかった工事契約の変更や事後的な事情の変化等により、工事収益総額の見積額、工事原価総額の見積額、決算日における工事進捗度の見積りに変動が生じる場合、翌連結会計年度の売上高の金額が増減する可能性があります。

(2) 工事損失引当金の計上

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
工事損失引当金 923百万円

② その他の情報

i. 算出方法

当連結会計年度末の手持工事のうち、損失の発生が合理的に見積られるものについて、将来見込まれる損失額を引当計上しております。将来見込まれる損失額は当連結会計年度末の工事収益総額から工事原価総額の見積額を差し引いて算定しております。

ii. 主要な仮定

工事原価総額の見積りににおける主要な仮定については「(1)一定期間にわたり認識する売上高の計上 ②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報」をご参照ください。

iii. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌連結会計年度以降、工事原価総額の見積り額に大幅な増加が見込まれる事実・状況が発生した場合、追加で引当金を計上する必要があります。一方で工事原価総額の見積り額に大幅な減額が見込まれる事実・状況が発生した場合、引当金を戻入する必要があります。

(3) のれんの評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 1,728百万円

② その他の情報

i. 算出方法

のれんは取得による企業結合において支配獲得時以後の事業展開によって期待される超過収益力に関連して発生しており、効果が発現すると見積もられる期間にわたり償却を行っております。また、各四半期末において未償却残高について減損の兆候が発

生していないか否かの検討を行い、回収可能と認められる部分のみ資産計上しております。

ii. 主要な仮定

支配獲得時に策定された事業計画と実績および直近の業績予測とを比較し、実績および直近の業績予測が事業計画を大きく下回っていない場合には減損の兆候が発生していないと判断しております。

iii. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

支配獲得時に策定された事業計画を実績値および直近の業績予測が大きく下回るような状況となり、減損の兆候が発生した場合には、のれんの減損が必要となる可能性があります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形・完成工事未収入金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権および契約資産の金額はそれぞれのとおりであります。

受取手形	572百万円
完成工事未収入金	83,577百万円
契約資産	54,861百万円

2. 未成工事支出金等に属する資産の科目およびその金額は次のとおりであります。

未成工事支出金	515百万円
商品及び製品	608百万円
仕掛品	82百万円
材料貯蔵品	2,124百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 11,502百万円

4. 担保提供資産および担保付債務

担保に供している資産	
現金預金	776百万円
受取手形・完成工事未収入金及び契約資産	3,732百万円
未成工事支出金等	933百万円
その他(流動資産)	535百万円
建物・構築物	550百万円
機械・運搬具	502百万円
工具器具・備品	166百万円
土地	429百万円
建設仮勘定	116百万円
使用权資産	114百万円
無形固定資産	6百万円
投資有価証券	500百万円
長期貸付金	326百万円
差入保証金	97百万円
その他(投資その他の資産)	98百万円
計	8,886百万円

上記に対応する債務

支払手形・工事未払金等	5百万円
短期借入金	101百万円
長期借入金	65百万円
計	172百万円

5. 保証債務

関係会社の金融機関等からの借入債務等に対し、債務保証を行っております。

Iclean Hollow Metal Systems Pvt.Ltd. 594百万円

Ⅲ. 連結損益計算書に関する注記

1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

△287百万円

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	70,239,402	—	—	70,239,402

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,099,746	558	94,894	4,005,410

(1)普通株式の自己株式数には、役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式(当連結会計年度期首850,214株、当連結会計年度末755,320株)が含まれております。

(2)増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

558株

(3)減少数の内訳は、次のとおりであります。

役員報酬BIP信託制度における当社株式の交付

92,094株

株式給付信託(J-ESOP)制度における当社株式の交付

2,800株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,084百万円	31円00銭	2022年3月31日	2022年6月22日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	2,017百万円	30円00銭	2022年9月30日	2022年12月9日

(注) 1. 2022年6月21日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式に対する配当金26百万円が含まれております。

2. 2022年11月11日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式に対する配当金22百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定であります。

① 配当金の総額	2,219百万円
② 1株当たり配当金	33円00銭
③ 基準日	2023年3月31日
④ 効力発生日	2023年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 2023年6月23日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式に対する配当金24百万円が含まれております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、銀行等金融機関からの借入や社債の発行により資金調達しております。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金および電子記録債権は、顧客の信用リスクにさらされておりますが、当社は債権管理方針に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されています。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等および電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。短期借入金および長期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金であるため金利の変動リスクにさらされておりますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。また、社債は主に設備投資に係る資金調達であります。営業債務や借入金は、流動性リスクにさらされておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結決算日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額7,582百万円)は、「その他有価証券」には含めておりません。

また、「現金預金」「電子記録債権」「支払手形・工事未払金等」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

項目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形・完成工事未収入金	84,149	84,149	△0
(2) 有価証券および投資有価証券			
その他有価証券	26,192	26,192	-
資産計	110,342	110,342	△0
社債	25,000	24,855	△144
負債計	25,000	24,855	△144

(注) 時価の算定に用いた技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資産

(1)受取手形・完成工事未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2)有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、レベル1の時価に分類しております。

債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

負債

社債

社債の時価は、日本証券業協会公表の売買参考統計値に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅵ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,151円02銭

(注) 役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
当該自己株式の期末株式数は4,005,410株であり、このうち役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式の期末株式数は755,320株であります。

2. 1株当たり当期純利益 184円69銭

(注) 役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
当該自己株式の期中平均株式数は4,032,200株であり、このうち役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式の期中平均株式数は782,342株であります。

Ⅶ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2023年3月31日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	184,705	流動負債	108,498
現金預金	51,329	支払手形	3,158
受取手形	264	電子記録債務	23,043
電子記録債権	7,706	工事未払金	47,032
完成工事未収入金	66,553	短期借入金	1,810
契約資産	45,847	未払金	2,620
未成工事支出金等	1,066	未払費用	264
未収入金	9,332	未払法人税等	1,495
立替金	1,374	未成工事受入金	7,990
その他	1,359	預り金	14,044
貸倒引当金	△128	賞与引当金	5,036
固定資産	78,435	役員賞与引当金	58
有形固定資産	20,248	完成工事補償引当金	807
建物・構築物	9,360	工事損失引当金	861
機械・運搬具	153	解体撤去引当金	219
工具器具・備品	1,619	その他	56
土地	9,038	固定負債	27,319
建設仮勘定	77	社債	25,000
無形固定資産	6,026	長期未払金	46
ソフトウェア	5,931	株式給付引当金	774
その他	94	繰延税金負債	1,094
投資その他の資産	52,161	その他	402
投資有価証券	27,031	負債合計	135,817
関係会社株式	16,625	純資産の部	
長期貸付金	1,085	株主資本	117,280
破産更生債権等	164	資本金	13,134
長期前払費用	156	資本剰余金	12,853
前払年金費用	3,732	資本準備金	12,853
差入保証金	2,317	利益剰余金	98,686
保険積立金	1,005	利益準備金	3,283
その他	200	その他利益剰余金	95,402
貸倒引当金	△157	配当平均積立金	656
資産合計	263,141	退職給与積立金	940
		オープンイノベーション促進積立金	124
		別途積立金	42,878
		繰越利益剰余金	50,802
		自己株式	△7,394
		評価・換算差額等	10,043
		その他有価証券評価差額金	10,043
		純資産合計	127,324
		負債純資産合計	263,141

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

	当事業年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)
完成工事高	244,149
完成工事原価	210,284
完成工事総利益	33,865
販売費及び一般管理費	21,732
営業利益	12,132
営業外収益	2,715
受取利息及び配当金	1,446
受取保険金・保険配当金	168
不動産賃貸料	781
その他	318
営業外費用	885
支払利息	118
貸倒引当金繰入額	95
不動産賃貸費用	419
解体撤去引当金繰入額	219
その他	32
経常利益	13,962
特別利益	269
投資有価証券売却益	269
特別損失	106
固定資産除却損	41
投資有価証券売却損	62
その他	3
税引前当期純利益	14,125
法人税、住民税及び事業税	4,159
法人税等調整額	△884
当期純利益	10,850

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当平均積立金	退職給与積立金	オープンイノベーション促進積立金
当事業年度期首残高	13,134	12,853	—	12,853	3,283	656	940	124
会計方針の変更による累積的影響額								
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高	13,134	12,853	—	12,853	3,283	656	940	124
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	—
当事業年度期末残高	13,134	12,853	—	12,853	3,283	656	940	124

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産 合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	其他有 価証券評 価差額金	
	其他利益剰余金		利益剰余金 合計				
	別 途 積立金	繰越利益 剰余金					
当事業年度期首残高	42,878	44,055	91,938	△7,577	110,350	9,248	119,599
会計方針の変更による 累積的影響額		-	-		-		-
会計方針の変更を反映した 当事業年度期首残高	42,878	44,055	91,938	△7,577	110,350	9,248	119,599
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△4,102	△4,102		△4,102		△4,102
当期純利益		10,850	10,850		10,850		10,850
自己株式の取得				△0	△0		△0
自己株式の処分				184	184		184
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						794	794
事業年度中の変動額合計	-	6,747	6,747	183	6,930	794	7,725
当事業年度期末残高	42,878	50,802	98,686	△7,394	117,280	10,043	127,324

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券	
子会社株式および関連会社株式	移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法によっております。
② 棚卸資産	
未成工事支出金	個別法による原価法によっております。
商品及び製品、材料貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定額法によっております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
② 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。
③ リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 役員賞与引当金	役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づいて計上しております。
③ 賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づいて計上しております。
④ 完成工事補償引当金	完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
⑤ 工事損失引当金	当事業年度末手持工事のうち損失の発生が合理的に見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
⑥ 解体撤去引当金	将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。
⑦ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 a 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 b 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。 過去勤務費用は、発生時に一括して費用処理しております。

⑧ 株式給付引当金

役員報酬BIP信託および株式給付信託(J-ESOP)による当社株式の交付に備えるため、株式交付規定に基づき、当社取締役、執行役員および従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①設備工事業

主に、空調設備の技術を核として、一般設備と産業設備の設計・施工、保守等から収益を獲得しております。

設備工事業では顧客と工事契約を締結し、受注した工事を施工し、引き渡す義務を負っております。

これらの履行義務は、工事の進捗に伴い充足されるため、工事進捗度に応じて工事期間にわたり収益を認識しております。工事進捗度の算定にあたってはインプット法を採用しております。

また、保守契約のうち、履行義務が主に時の経過に伴い充足されるものについては、取引価格を契約期間にわたり均等に按分し収益を認識し、保守サービス実施の都度履行義務が充足されるものについては、保守サービスが完了した都度収益を認識しております。

なお、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができるときまで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

取引価格は基本的に顧客との契約に基づいております。支払条件は契約ごとに異なりますが、契約に従って着工、工事の進捗、竣工に伴い対価を受領しております。

金融要素に重要性はないため、調整は行っておりません。

(5) 退職給付に係る会計処理

計算書類において、未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27項-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益および費用の計上基準」に記載の通りであります。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 一定期間にわたり認識する売上高の計上

①当事業年度の計算書類に計上した金額
完成工事高 219,811百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表の「7. 重要な会計上の見積りに関する注記(1)」の内容と同一であります。

(2) 工事損失引当金の計上

①当事業年度の計算書類に計上した金額
工事損失引当金 861百万円

②その他の情報

①の金額の算出方法は、連結注記表の「7. 重要な会計上の見積りに関する注記(2)」の内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 未成工事支出金等に属する資産の科目およびその金額は次のとおりであります。

未成工事支出金	457百万円
商品及び製品	28百万円
材料貯蔵品	580百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,278百万円

(3) 銀行借入金等に対する保証債務 10,861百万円

(4) 関係会社に対する短期金銭債権 662百万円

関係会社に対する長期金銭債権 1,104百万円

関係会社に対する短期金銭債務 8,239百万円

関係会社に対する長期金銭債務 87百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高 108百万円

仕入高 22,268百万円

その他の営業取引高 56百万円

営業取引以外の取引高 891百万円

(2) 研究開発費の総額 2,525百万円

(3) 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額 △231百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,835,359	558	94,894	3,741,023

(1)普通株式の自己株式数には、役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式(当事業年度期首850,214株、当事業年度末755,320株)が株含まれております。

(2)増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

558株

(3)減少数の内訳は、次のとおりであります。

役員報酬BIP信託制度における当社株式の交付

92,094株

株式給付信託(J-ESOP)制度における当社株式の交付

2,800株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	92百万円
減損損失	273百万円
投資有価証券評価損	1,367百万円
ゴルフ会員権評価損	126百万円
ソフトウェア開発費	727百万円
未払事業税	214百万円
完成工事補償引当金	246百万円
工事損失引当金	262百万円
退職給付引当金	500百万円
未払賞与	1,554百万円
株式給付引当金	236百万円
その他	1,043百万円
繰延税金資産小計	6,645百万円
評価性引当額	△2,181百万円
繰延税金資産合計	4,464百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△1,138百万円
其他有価証券評価差額金	△3,976百万円
退職給付信託設定益	△444百万円
繰延税金負債合計	△5,559百万円
繰延税金資産の純額	△1,094百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	1.0%
永久に益金に算入されない項目	△2.0%
評価性引当額	△3.2%
法人税額特別控除	△5.0%
その他	1.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.2%

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器等を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	タイタカサゴ Co.,Ltd.	タイ・サム ットプラカ ーン	2,000千 タイ パーツ	空調設備等の 施工	(所有) 直接 49% 間接 8.18%	兼任 2名	債務保証	債務保証 (注) 1	4,641	-	-
子会社	インテグレート ッド・クリーンル ーム・テクノロジ ズPvt.Ltd.	インド・ハ イデラバード	52百万 インド ルピー	クリーン ルーム 向け関連 機器・内 装材の 製造・販 売・取付	(所有) 直接 56.39%	兼任 5名	債務保証	債務保証 (注) 1	2,673	-	-
関連会社	日本設備工業(株)	東京都 中央区	460	空調設備等の 施工	(所有) 直接 34.01%	兼任 1名	仕入先	空調設備 工事等の 発注(注)3	14,247 (注) 2	電子記録債務 工事未払金	1,767 3,871 (注) 2

- (注) 1. 金融機関からの借入金および工事履行につき、債務保証を行っております。
 2. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 3. 取引条件および取引条件の決定方針等
 価格その他の取引条件は、個々の工事について見積りの提出を受け、その都度、交渉により取引金額を決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,914円70銭

(注) 役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
 当該自己株式の期末株式数は3,741,023株であり、このうち役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式の期末株式数は755,320株であります。

(2) 1株当たり当期純利益 163円23銭

(注) 役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
 当該自己株式の期中平均株式数は3,767,813株であり、このうち役員報酬BIP信託及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式の期中平均株式数は782,342株であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

高砂熱学工業株式会社
取締役会 御中

2023年5月10日

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永田 篤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木村 純一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高砂熱学工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高砂熱学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

高砂熱学工業株式会社
取締役会 御中

2023年5月10日

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永田 篤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 木村 純一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高砂熱学工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第143期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

高砂熱学工業株式会社 監査役会

常勤監査役	山本 幸利 ㊟
常勤監査役	山分 弘史 ㊟
社外監査役	瀬山 雅博 ㊟
社外監査役	河原 茂晴 ㊟
社外監査役	榊原 一夫 ㊟

以上

定時株主総会 会場ご案内図

日時

2023年6月23日(金曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

場所

東京都新宿区新宿六丁目27番30号
高砂熱学工業株式会社 会議室



新宿イーストサイドスクエア
12階 (EAST側)
都営大江戸線
東京メトロ副都心線
「東新宿」駅
A3 出口直結



〒160-0022 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
電話 03(6369)8212(代表) <https://www.tte-net.com>

